

「電気通信事業分野における競争状況の評価に関する実施細目2012（案）」
に対する意見提出者
計10者

（意見提出順、敬称略）

	意見提出者	代表者氏名等	
1	個人		
2	DSL事業者協議会	会長	三須 久
3	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ	代表取締役社長	加藤 薫
4	ソフトバンクBB株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社	代表取締役社長兼CEO	孫 正義
5	西日本電信電話株式会社	代表取締役社長	村尾 和俊
6	イー・アクセス株式会社	代表取締役社長	エリック・ガン
7	東日本電信電話株式会社	代表取締役社長	山村 雅之
8	日本電信電話株式会社	代表取締役社長	鵜浦 博夫
9	株式会社ケイ・オプティコム	代表取締役社長	藤野 隆雄
10	KDDI株式会社	代表取締役社長	田中 孝司

意見書

年 月 日

総務省総合通信基盤局
電気通信事業部事業政策課 宛て

郵便番号
(ふりがな)
住 所
(ふりがな)
氏 名
電話番号
電子メールアドレス

「電気通信事業分野における競争状況の評価に関する実施細目2012（案）」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

需要者（利用者）を特定する場合、どのような方法で実施するのでしょうか？
個人情報を入力しないと正確なデータは得られない一方で、個人情報を予告無く利用して利用状況調査を行うというのは矛盾しているように思えます。
無作為郵送での抽出だとしても個人に許可無く住所情報を取得していることになるため、現実的に調査はできないのでは？
国勢調査のように国民全員対象であれば分かりますが、対象範囲の規定が無いため、対象範囲を規定した方がいいかと思えます。

意見書

平成 24 年 11 月 22 日

総務省総合通信基盤局

電気通信事業部事業政策課 御中

郵便番号 650-0027

(ふりがな)ひょうごけんこうべしちゅうおうくなかまちどおり

住所 兵庫県神戸市中央区中町通 2 丁目

3 番 2 号 神戸駅前ツインビル 7 階

(関西ブロードバンド株式会社 内)

(ふりがな)でいーえすえるじぎょうしゃきょうぎかい かいちょう みす ひさし

氏名 DSL事業者協議会 会長 三須 久

「電気通信事業分野における競争状況の評価に関する実施細目2012(案)」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

このたびは、「電気通信事業分野における競争状況の評価に関する実施細目2012(案)」に関し、意見提出の機会を設けて頂いたことにつきまして、御礼申し上げます。以下のとおり弊社共の意見を述べさせて頂きますので、宜しくお取り計らいの程、お願い申し上げます。

意見提出者 DSL 事業者協議会

頁	意見
2	<p>【総務省案】</p> <p>1-1 定点的評価</p> <p>(1) データ通信(固定系)</p> <p>競争評価2011においては、メタル回線から光ファイバへのマイグレーションが進む中、ブロードバンド市場及びその中心的存在である FTTH 市場を分析・評価の対象とした上で、①設備競争の状況、②事業者間取引の状況、③固定系と移動系の連携サービスの動向、④ISP とのセット販売、⑤事業者グループの状況を評価に当たった際の勘案要素に加えた。前記の①では、設備面で見えた回線数(都道府県別データを含む)、電柱・管路等の貸与実績のデータ等を、また②ではダークファイバ貸出状況等のデータをそれぞれ分析対象とした。</p> <p>2012年度の競争評価においては、「光の道」構想に関する基本方針(2010年12月)中、毎年度の継続的なチェックのための「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度」との連携については、制度整備の実施後3年を用途とした包括的検証についても念頭に置きつつ、引き続き強化を図っていく必要がある。そこで、前記の①及び②については、そのための基本データにも当たることから、継続して収集・分析を行う。</p> <p>【意見】</p> <p>平成24年3月29日 情報通信行政・郵政行政審議会 答申において「分岐単位接続料設定の適否については、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社(以下、NTT 東西殿という)の光配線区画の拡大及びその補完的措置としてのエントリーメニューの早期導入を図ることが適当」と整理されました。</p> <p>エントリーメニューに関しては、「多様な事業者の FTTH サービス市場への参入の弾力化」を目的として導入された方策であることから、当該メニューの効果について、年度毎に評価を行うべきと考えます。具体的には、都道府県別、回線数、回線数、採用事業者数等が考えられます。</p> <p>また、データ通信(固定系)に関しては、別紙2「事業者側から収集する主な情報」として集めている①参入が進んでいないエリアの状況 自治体 IRU を活用したサービス提供状況についても、基盤整備率及び基盤利用率の観点から評価を行うべきです。なお、評価軸として都道府県別、箇所数、回線数に加え、選定事業者以外の事業者のサービスの提供の有無についても加えるべきと考えます。</p>

頁	意見
5	<p>【総務省案】</p> <p>2 情報収集</p> <p>(1) 需要者(利用者)側からの情報収集</p> <p>2012年度の情報収集は、「音声通信(固定系、移動系)」、「データ通信(固定系、移動系、ISP(固定系))」及び「法人向けネットワークサービス」の各領域の定点的評価、さらに戦略的評価について、「情報通信白書」、「通信利用動向調査」等における、総務省が従来から実施している調査の結果を活用するとともに、必要に応じ、利用者アンケート調査(Web アンケート含む。)も実施する。</p> <p>【意見】</p> <p>平成24年7月よりNTTファイナンス株式会社がNTT東西殿・エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社殿・株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ殿の各通信サービス提供会社の料金を一通の請求書にまとめた「おまとめ請求」(回線等のご契約者名義が同一またはご家族(3親等以内)が申込可能)を開始しています。そのようなNTTグループの一体化の強化は、地域の事業者にとっては死活問題になりかねないと考えます。つきましては、「おまとめ請求」の影響がどの程度あるのかについて、「利用者アンケート調査」を実施すべきと考えます。具体的には、「おまとめ請求」の開始前後における契約者移動数(固定系、移動系、ISP(固定系))を調査すべきです。また、請求書が一通になることによってサービス切り替えを行う可能性はあるかどうかについても併せて調査すべきです。</p>

以上

意見書

平成24年11月22日

総務省総合通信基盤局
電気通信事業部事業政策課 御中

郵便番号 100-6150
住所 とうきょうとちよだくながたちょうにちようめ
東京都千代田区永田町二丁目11番1号
氏名 かぶしがいしゃ
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ
だひひょうとりしまりやくしゃちよう かとう かおる
代表取締役社長 加藤 薫

「電気通信事業分野における競争状況の評価に関する実施細目2012(案)」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

「電気通信事業分野における競争状況の評価に関する実施細目2012(案)」に関して、意見提出の機会をいただき、厚く御礼申し上げます。つきましては、当社の意見を以下のとおり提出させていただきますので、お取り計らいの程宜しくお願い申し上げます。

意見提出者：NTTドコモ

頁	意見
1	<p>【総務省案】 2012年度においては、競争評価2011の枠組みを原則として維持し、上記の3領域における個々のサービス市場を具体的に画定(「3 市場の画定」(P6参照)する。その一方で、電気通信サービスは多様化・複雑化を重ねており、その市場への影響を多様な側面から把握し、適切に分析していく必要があることから、基本データの整理・拡充を図る。例えば、需要側データについては、これまで取得してきた利用者向け通信サービスの料金等に加えて、サービス品質やサービス変更コストを取り扱う。また、供給側データについても、移動系通信における超高速ブロードバンドサービスの成長や市場の再編といった環境変化が進む中、以下の点に留意しつつ分析した上で評価を行うこととする。</p> <p>【意見】 単独での市場支配力およびその行使の可能性の評価については、国内市場におけるシェアに注目し、当社のみが対象となってきたが、ソフトバンク殿によるプリント・ネクスステル殿買収(2012年10月15日ソフトバンク殿発表)は同社も買収の狙いとして述べられているように、ソフトバンクモバイル殿の端末や通信設備の調達力が増すと考えられます。市場支配力の定義である「事業者がその意思によってある程度自由に、価格、品質、数量、商品選択の多様性その他各般の条件を左右する力」に鑑み、規模の経済性により同社の市場支配力が大きく向上することは必至であります。したがって、単独での市場支配力およびその行使の可能性について当社以外の事業者についても検証すべきであると考えます。</p> <p>※別添 1-2 参照</p>
1	<p>【総務省案】 2012年度においては、競争評価2011の枠組みを原則として維持し、上記の3領域における個々のサービス市場を具体的に画定(「3 市場の画定」(P6参照)する。その一方で、電気通信サービスは多様化・複雑化を重ねており、その市場への影響を多様な側面から把握し、適切に分析していく必要があることから、基本データの整理・拡充を図る。例えば、需要側データについては、これまで取得してきた利用者向け通信サービスの料金等に加えて、サービス品質やサービス変更コストを取り扱う。また、供給側データについても、移動系通信における超高速ブロードバンドサービスの成長や市場の再編といった環境変化が進む中、以下の点に留意しつつ分析した上</p>

で評価を行うこととする。

【意見】

ソフトバンク傘下となる見込みのイー・アクセス殿(2012年10月1日ソフトバンク殿およびイー・アクセス殿発表表)については、ソフトバンクモバイル殿と同一資本グループに属することが見込まれます。

両社は、無線ネットワークやバックボーン回線、鉄塔等のリソースを相互利用し競争上のシナジーを発揮すると明言しており、共同で市場支配力を行使し得る立場となりえます。一方でイー・アクセス殿に対しては、現状、二種指定規制等のその行使を抑制・牽制する規制は適用されておりません。仮に両社の間で採算を度外視した無線ネットワークの相互利用等の不透明な処理が行われる事態となれば、二種指定等の規制の潜脱につながりかねません。

両社による共同支配が可能な状態であることは明白であり、本年4月に禁止行為規制の事業者を指定するガイドラインの「電気通信事業法第30条第1項の規定に基づく禁止行為等の規定の適用を受ける電気通信事業者(移動通信分野における市場支配的な電気通信事業者)の指定に当たっての基本的考え方」に「総合的な事業能力を測定するための諸要因」として「共同支配」が追加されたことも踏まえ、ソフトバンクモバイル殿に加えイー・アクセス殿との共同による市場支配力の行使の可能性についても、詳細な検証を実施すべきであると考えます。

また、検証を実施する際には、移動体通信市場における競争力の源泉の一つとして、契約数・収益シェアだけでなく、各社に割り当てられた周波数帯域幅があり、周波数帯域幅の状況の考察においては、事業者グループ毎の割当帯域幅の差異に着目すべきであり、MNOが同一資本関係にある他のMNOのネットワークを利用した複合サービスの提供状況についても踏まえるべきであると考えます。

※別添3-4 参照

【総務省案】

なお、④については、通信モジュール(M2Mを含む。)を除き、市場間関係の動きの一つとして戦略的評価(P5参照)の中で取り上げる。

※④移動系と固定系の連携サービス、VoIP、M2Mの動向

【意見】

移動系と固定系の連携サービスについては、当社には電気通信事業法第30条の禁止行為規制により特定の電気通信事業者に対する差別的取扱いの禁止条項が課されているほか、先般の料金等業務の当社からNTTファイナンスへの移管にあたり、総務省からの要請により料金の割引が否定され、事実上なし得ない状況にあります。

他方、KDDI殿は移動系と固定系の連携サービスである「au スマートバリュー」を開始し、わずか7ヶ月で200万契約(2012年10月24日KDDI殿決算発表表)を突破する等、利用者の強い支持を受けています。同社のスマートフォン新規契約の28%が「au スマートバリ

ユー」に加入(同決算発表)しており、同社のスマートフォン契約獲得に大きく寄与していることから、特定の電気通信事業者グループのみに移動系と固定系の連携サービスを排他的になし得ないとする規制は、却って競争を不当に歪め、ひいてはエンドユーザーの利益を損なうものであります。係る状況下において、更にKDDI殿傘下でのJ:COM殿とJCN殿の合併(2012年10月24日KDDI殿発表)により固定側の合従連衡が進み、移動体通信市場への影響が拡大する懸念が存します。

以上のことから、移動系と固定系の連携サービスについて、戦略的評価ではなく、定点的評価の枠組みの中で継続的な評価を実施すべきであると考えます。

※別添 5-8 参照

【総務省案】

また、利用者の通信サービス変更コストに関連する重要な指標である②SIMロック解除及び③番号ポータビリティの状況を①及び⑤と同様に基本データとして取り扱う。

【意見】

SIMロック解除の動向について、サービス変更コストの重要な指標であるとし、評価に当たっての勘案要素の扱いから変更され、基本データとして取り扱うことは適切な判断であり、賛同いたします。

しかしながら、「SIMロック解除に関するガイドライン」において「事業者は、SIMロック解除について、本ガイドラインに沿って、利用者の立場に立った取組に努めるものとする」とされたにも係らず、未だにごく一部の機種しか対応しない事業者が存在するなど、事業者間の取組み格差が顕在化し、ガイドラインの趣旨が大きく損なわれています。加えて、特定の端末においては、仮にSIMロック解除がなされたとしても、ソフトウェアによって特定の事業者の利用が制限される例も生じております。

また、LTEについては当社・KDDI殿・ソフトバンクモバイル殿が共通の方式(FDD-LTE)を採用した他、Wireless City Planning殿のAXGPやUQコミュニケーションズ殿が今後提供予定のWIMAX2.1は、ともにTD-LTE方式に互換がある等、キャリアスイッチにおけるSIMロック解除の需要は益々高まることが想定されます。

このような環境下における今後の更なるLTEの進展も踏まえ、公正競争及びユーザー利便性の観点から、本競争評価において、SIMロック解除の動向について詳細な検証を実施し、利用者の立場に立った取組に努めていない事業者が存すると評価される場合は、現行のガイドラインを早急に見直すべきであると考えます。

【総務省案】

⑥については、上位下位レイヤーをレバレッジとしたネットワークレイヤーへの影響を含めた分析を実施する。

※⑥ネットワークレイヤーと上位下位レイヤーとの関係

【意見】

モバイル通信市場は、海外巨大プレイヤーを中心に上位レイヤーと下位レイヤーをキーにした新たな垂直統合モデルが出現するなど、急速にグローバル化が進展し、大きく変容を遂げています。上位レイヤーにおいては、昨年度の「電気通信事業分野における競争状況の評価 2011」における「上位レイヤーのサービス利用状況」や、iPhone 発売による月次増加率の変化及び番号ポータビリティの状況を踏まえれば、Google 殿や Apple 殿等の海外巨大プレイヤーが、上位下位レイヤーを梃子にネットワークレイヤーに市場支配力を有してきている事実は明らかであります。

加えて、グローバル端末メーカーの国内市場でのシェア拡大や、LINE や Facebook 等の上位サービスの伸長により、キャリア間わず共通の仕様に利用可能な端末・サービスの利用が急増しており、相対的にネットワークレイヤーに対する上位下位レイヤーの影響力が増大していることにも留意すべきであります。

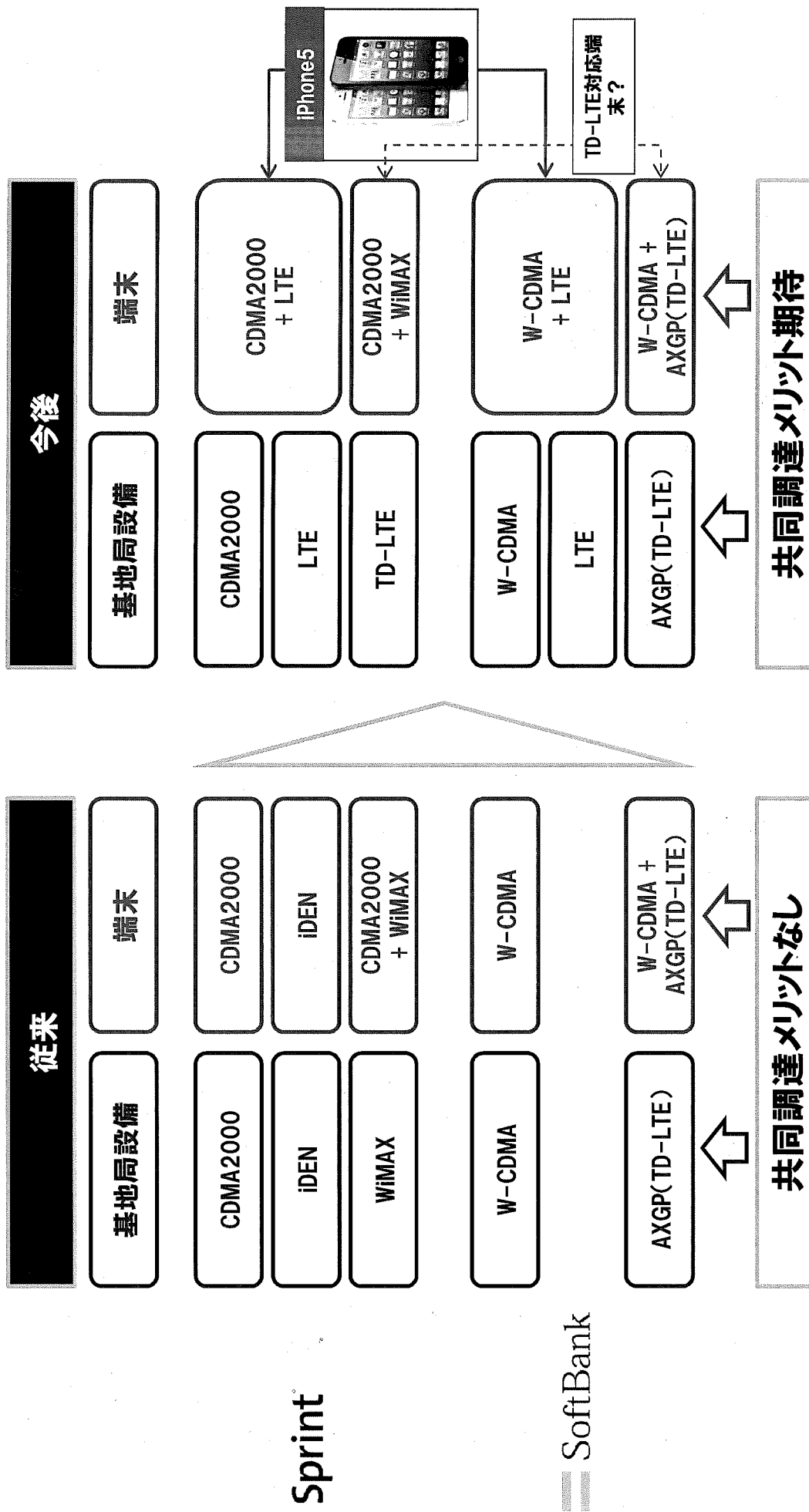
以上のことから、移動系通信市場の動向を的確に捉えるためには、上位下位レイヤーをレバレッジとしたネットワークレイヤーへの影響について「評価に当たって勘案」するだけでは不十分であり、ネットワークレイヤーだけでなく、各レイヤーを一体的に捉え、上位下位レイヤーを含めた競争状況の分析・評価の枠組みに変更することが必要であると考えます。

※別添 9-11 参照

以上

(別添1) ソフトバンク殿のスプリント・ネクステル殿買収による共同調達 NTT docomo

◇LTEの進展に伴う方式の共通化、iPhone側が複数の方式に対応していること等の状況から、端末や通信設備について共同調達のメリットを享受し易い環境が整いつつある。



※情報通信総合研究所作成

(別添2) スプリント・ネクステル殿買収の狙いについての孫氏の発言

NTT docomo

◇ソフトバンク殿は買収のメリットとして、端末・ネットワーク機器の共同調達における交渉力強化を挙げている。

【スプリント殿買収の会見内容から】

…スプリントは自ら底、業績が底打って、みずからV字回復を始めている。みずからV字回復しているところに、我々ソフトバンクがそこに加わってですね、この成長をお互いに助け合って、両社がシナジーを取ると。**両社を足せば、スマホの購入台数、販売台数は、世界で有数なものになります。**もちろん、日本の競合他社よりも圧倒的に大きなスマホの購入台数を誇るようになります。

それは、スマホを作っている**メーカーに対しての交渉力を増す**ことになり、ネットワーク機器、両社が同じですね、同じエリクソンのネットワーク機器を使っております。これも、この購入ボリュームでは**世界でもトップレベルのネットワーク機器の購入ボリューム**になります。

スマホにおいても、iPhone、両社で共通しておりますし、その他のスマホ、Androidでもこれから続々と共通した、世界でもハイエンドの、最もハイエンドのAndroidスマホも手に入れることになっていくでしょう。それにあわせて、ソフトバンクのV字回復のノウハウはシナジーとして、スプリントに大きく活かされることになるでしょう。

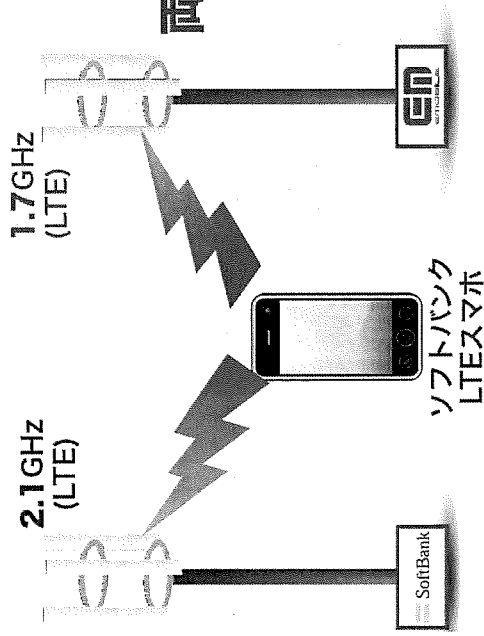
結果、スプリントは自ら回復している、そのV字回復している業績に、我々ソフトバンクの加速度効果で、それをさらに加速させて伸ばしていく、ということになるという風に思っております。…(以下略)

※ソフトバンク殿「Sprint社の戦略的買収について」の記者会見(2012年10月15日)における孫氏への発言を抜粋

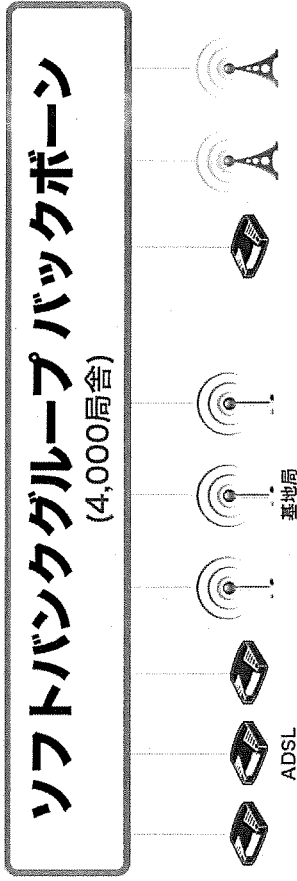
(別添3) ソフトバンク殿のイー・アクセス殿買収によるシナジー効果

◇ソフトバンクモバイル殿とイー・アクセス殿は、無線ネットワークの相互活用や、バックボーン及び鉄塔等の共用を積極的に展開する計画。

ネットワークの相互活用

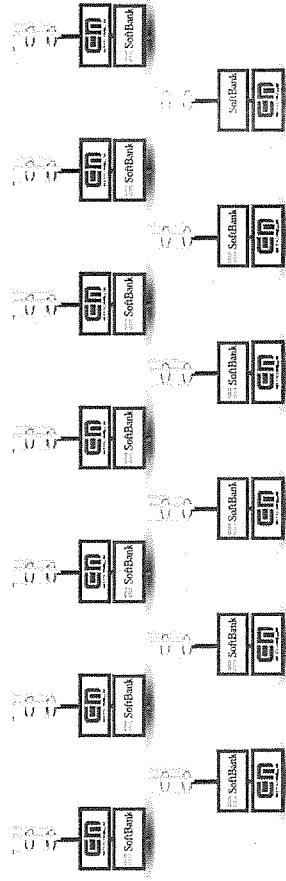


2. ネットワークの共用 (バックボーン・経営統合後)



バックボーン共用によるコスト削減

(基地局インフラ)



基地局共用による設備投資効率化

※ソフトバンク殿「ソフトバンクとイー・アクセスの経営統合について」
(2012年10月1日公表)より抜粋

【日本経済新聞 平成24年11月11日朝刊より引用】

イー・アクセス LTE対応スマホ販売

来年1月に経営統合する予定のソフトバンクの通信インフラを活用し、イー・アクセスの既存のスマホよりも幅広い地域でつながりやすくする計画。

(別添4) 各社の割当て周波数の状況

◇同一資本グループに属する事業者の保有する周波数幅を比較すると、ソフトバンクグループ殿が最も多くなっており、1MHzあたりの契約数で比較すると、当社は最も逼迫している。

	ドコモ	KDDIグループ		SoftBankグループ			
		au	UQWiMAX	SBM	イー・アクセス	ワイルコム	WCP
3G・LTE・BWA等の合計周波数	160MHz	110MHz	30MHz	90MHz	50MHz	31.2MHz	30MHz
		140MHz		201.2MHz			
契約数	6,079万	3,956万		3,995万			
周波数逼迫度 (加入者数/MHz)	38.0万	28.3万		19.9万			

※契約数は9月末時点、周波数幅は700MHz等未使用のものを含む

報道記事	記事の概要
<p>KDDI「丸ごと」戦略の勝算 (2012年1月17日 日経産業新聞)</p>	<ul style="list-style-type: none"> - KDDIの携帯電話の契約数を世帯換算すると約1400万世帯。同社の光回線を含め、提携しているCATVや電力系通信事業者を含めた固定回線顧客数は約910万世帯。このうち、携帯・固定の両方を契約している利用者は約270万世帯で、携帯電話契約世帯の2割にも満たない。セット割引で販促できる余地は大きい。 - NTTは電気通信事業法で固定と携帯の一体営業が事実上、禁じられている。
<p>フレッツ値下げも焼け石に水? (2012年9月7日 日経ビジネスONLINE)</p>	<ul style="list-style-type: none"> - auスマートバリューは、KDDIの光回線 (auひかり) やグループのCATV通信サービスに加入すれば、家族のauのスマートフォン (高機能携帯電話) 料金が1人につき月1,480円割り引かれる。 - NTT東西が対抗しようとするれば、NTTドコモとの間で同様のバンドリング (セット販売) をすればいいのだが、電気通信事業法で禁じられている。市場支配力の強いNTT東西やドコモは特定の事業者に優先的なサービスをしてはならないとの規定だ。ドコモがNTT東西と組むなら同様にauひかりとも組まなければならず、困り込みにならない。
<p>スマホ業界の最新勢力図、KDDIとソフトバンクはiPhoneを武器に、提携も進めてドコモを猛追 (2012年9月7日 東洋経済オンライン)</p>	<ul style="list-style-type: none"> - KDDIは固定電話回線を巻き込んだ攻勢も仕掛けている。auひかり対象の固定回線とスマホの同時契約で割引する「auスマートバリュー」でお得感を打ち出し、乗り換えユーザーの獲得を狙う。 - ドコモの場合、NTT東日本やNTT西日本と独占的に手を組んでセット割を提供することは電気通信事業法に引っ掛かる。
<p>対NTT 攻勢一気 (2012年10月21日 日経新聞)</p>	<ul style="list-style-type: none"> - KDDIが力を入れているのが自社の固定回線とスマホをセットで契約した場合にスマホの料金を月1,480円割引引くサービス。 - NTT東西は電気通信事業法でNTTドコモとのセット割引が事実上禁止されている。KDDIはNTTグループに課された規制を突く形でドコモから顧客を獲得。

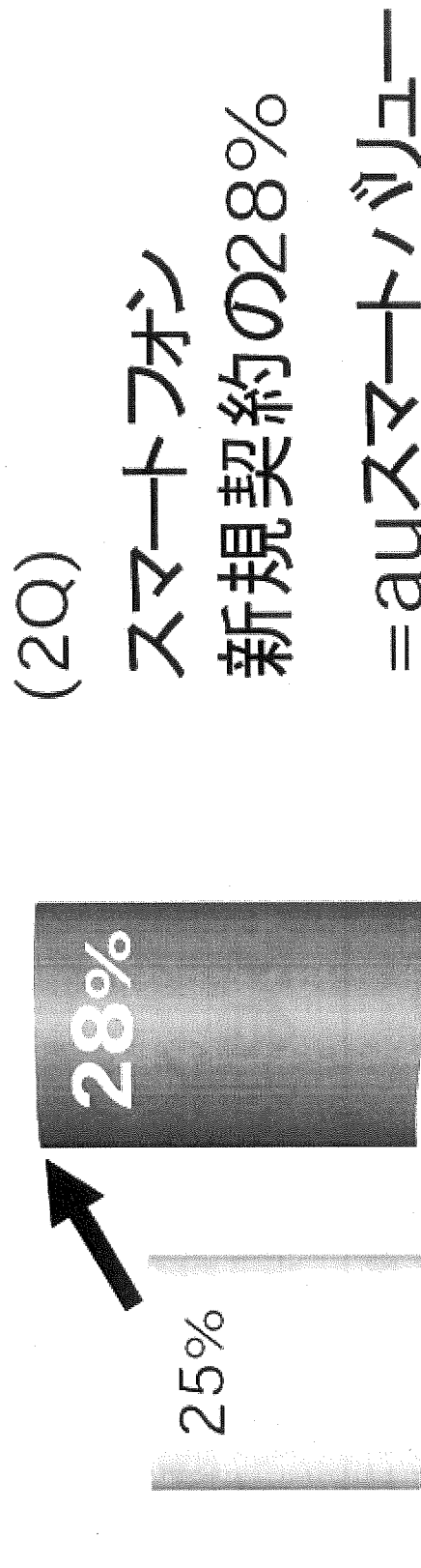
(別添6)「auスマートバリュー」状況

docomo

◇KDDI殿のauスマートフォンの新規契約者(個人)のうち、「auスマートバリュー」の契約率は28%に達し、auの新規獲得に大きく寄与していると考えられる。

auスマートバリュー

スマートフォン新規契約に大きく貢献



1Q 2Q

対象:スマートフォンの新規契約(パーソナル)におけるauスマートバリュー契約の割合

※KDDI殿決算発表資料(2012年10月24日公表)より抜粋

(別添7) J:COM殿とJCN殿の合併

NTT docomo

◇KDDI殿は、CATVインターネット1位のJ:COM殿と2位のJCN殿を統合し、連結対象化することを公表。
2社のCATVインターネットにおけるシェアは49%に上り、「auスマートバリュー」の影響でCATVインターネットの契約を大幅に伸ばしている。

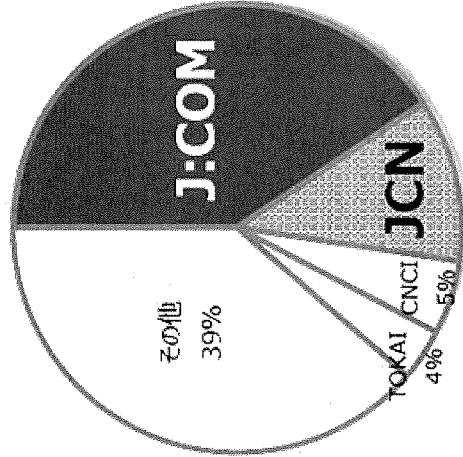
業界1位と2位の統合で 顧客基盤を拡大

アップセル、インターネット契約大幅増に貢献
解約率も約1/3に低減*

シェア

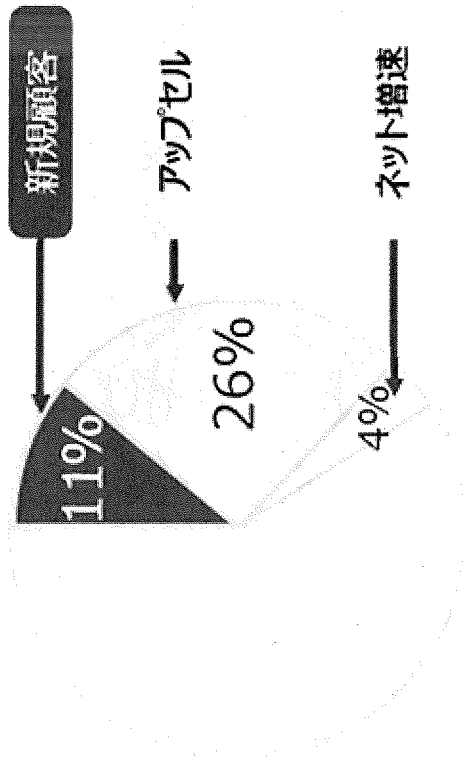
多チャンネル 52%

インターネット 49%



* 出典: 2012年3月時点 [放送ジャーナル]

提携CATV会社のauスマートバリュー契約状況



* 2009年にケーブルプラス電話に契約されたユーザの12.3割1Qに於けるauスマートバリュー有無での解約率比較

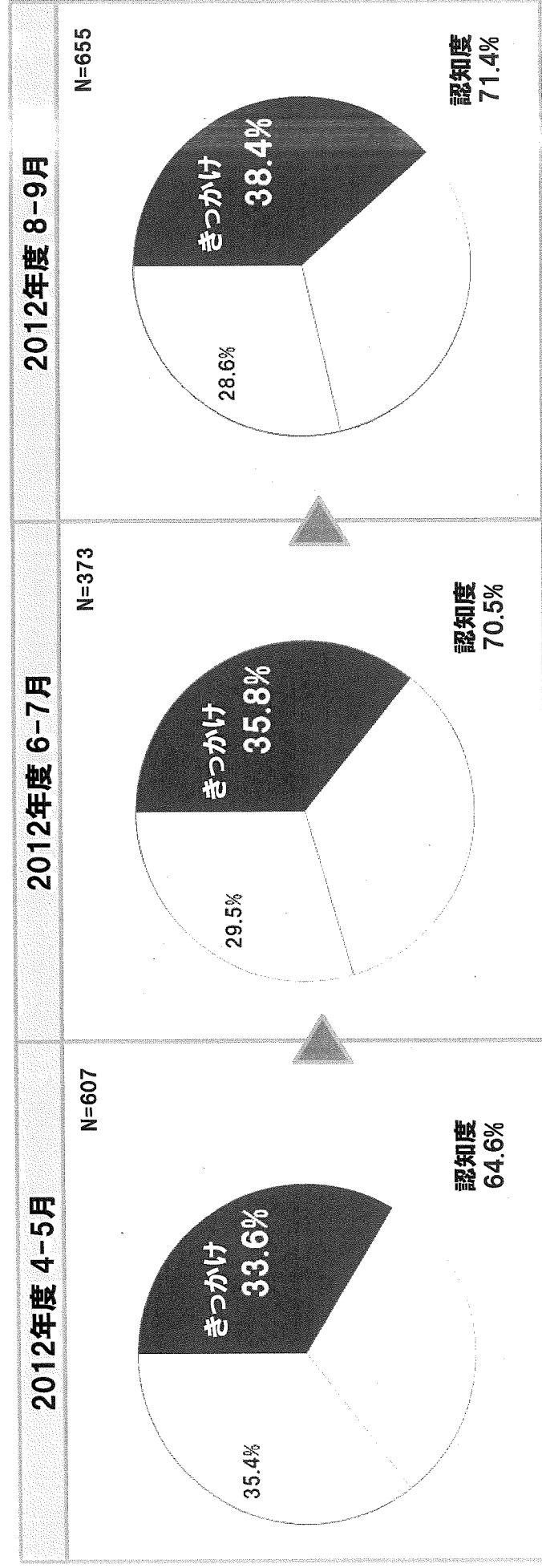
※KDDI殿「J:COMへのTOB・非上場化とJCNとの統合について」(2012年10月24日公表)より抜粋

(別添8)「auスマートバリュー」を理由としたKDDI殿へのチャーンイン

◇KDDI殿へのチャーンインのうち、8-9月では7割超のユーザーが「auスマートバリュー」を認知しており、約4割がチャーンインするきっかけとなったと回答している。

■ KDDI殿へのチャーンインユーザーの「auスマートバリュー」きっかけ比率及び認知度

当社からKDDI殿及びソフトバンクモバイル殿からKDDI殿へのチャーン



※当社「購入者動向調査」: 携帯電話・PHS等を購入/解約した個人へのインターネット調査(複数回答、約8,000~10,000サンプル)

(別添9) 上位サービス利用状況

◇スマートフォンでは、Google 殿、Apple 殿等の上位レイヤーのプレイヤーが利用から圧倒的な支持を受けている。

■スマートフォン利用者が移動通信端末から利用するサービス(複数回答)

SNS		
①	Twitter	39.56%
②	Facebook	32.22%
③	mixi	29.33%
④	GREE	16.22%
⑤	mobage	13.11%

検索サイト		
①	Google	65.78%
②	Yahoo!	62.00%
③	携帯電話会社(MVNO含む)の公式サイト	35.78%
④	goo	5.78%
⑤	Bing(MSN)	5.11%

動画配信		
①	You Tube	67.78%
②	ニコニコ動画	24.44%
③	Ustream	10.22%
④	GyaO	9.78%
⑤	FC2動画	5.33%

音楽配信		
①	iTunes	32.22%
②	レコチョク	7.33%
③	Music.jp	5.11%
④	LISMO Music	3.78%
⑤	Amazon mp3	3.11%

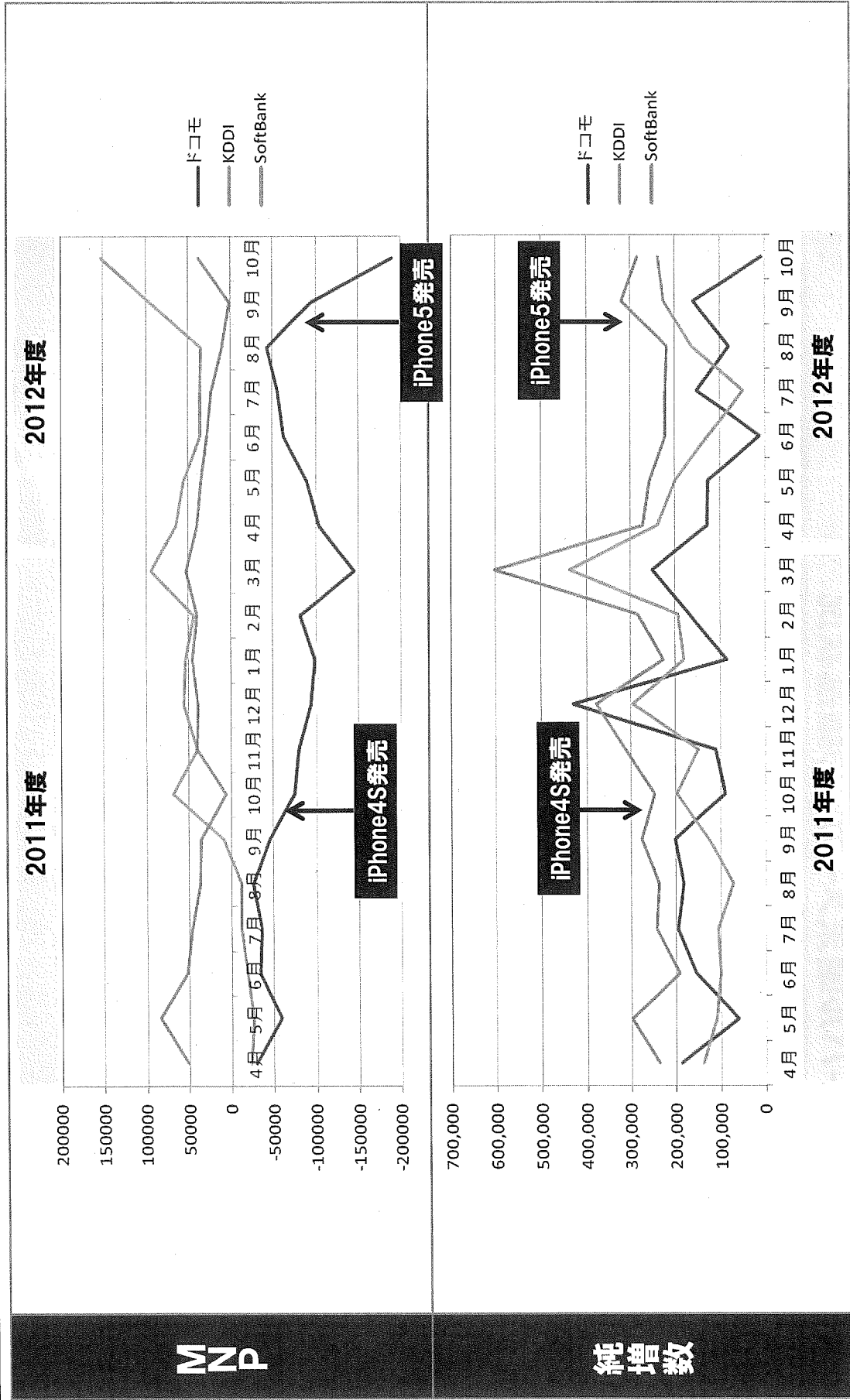
アプリマーケット		
①	Google Play (Android Market)	44.22%
②	App Store	33.33%
③	au マーケット (au one マーケット)	10.89%
④	dマーケットアプリストア	10.22%
⑤	Yahoo! マーケット	6.22%

電子書籍		
①	青空文庫(無料)	6.89%
②	e book Japan	4.67%
③	Amazon/Kindle store	4.44%
④	iBookstore	3.33%
⑤	TSUTAYA GALAPAGOS	3.11%

※「電気通信事業分野における競争状況の評価2011」(2012年9月 総務省公表)をもとに当社作成

(別添10) MNP・純増状況

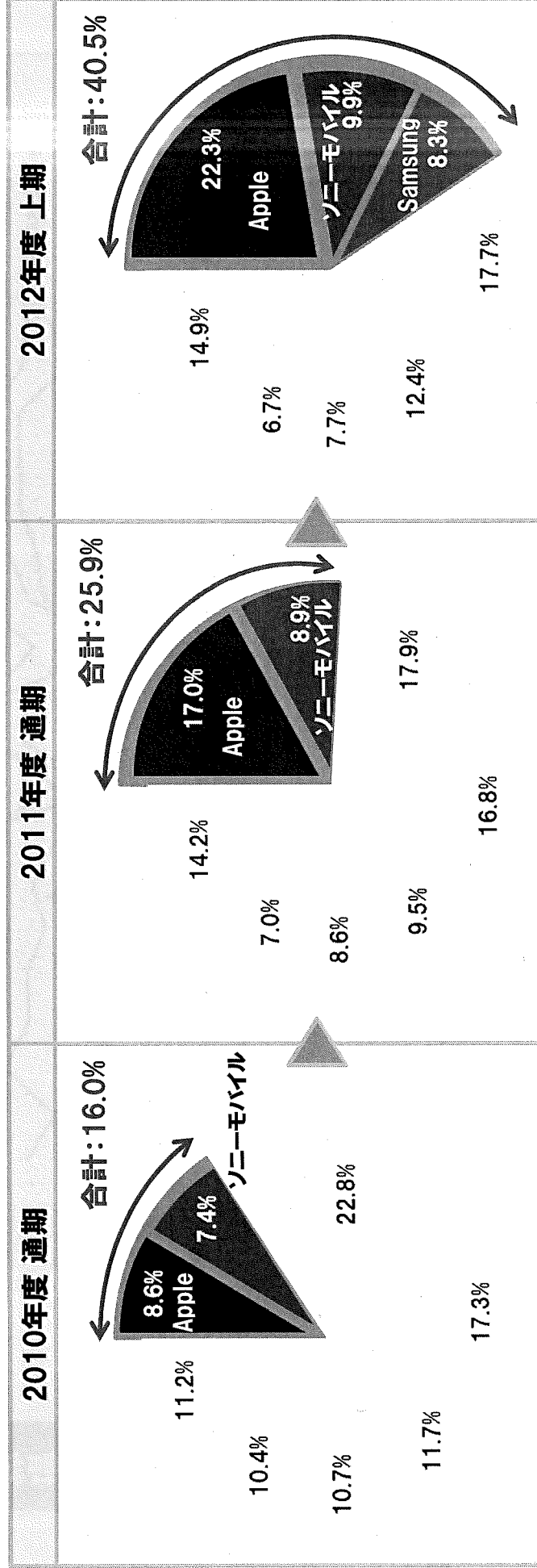
◇iPhone4S、5の発売により、番号ポータビリティや純増数はキャリアの競争に大きな影響を及ぼしている。



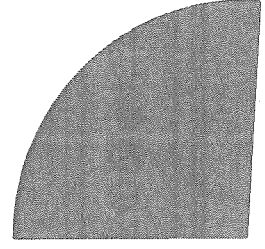
※TCA、各社公表値をもとに当社作成

(別添11) グローバル端末メーカーの躍進状況

◇グローバル端末を製造するメーカーの国内市場におけるシェアが年々拡大している。



■ Apple ■ ソニーモバイル ■ Samsung (旧ソニー・エリクソン) ■ シャープ ■ 京セラ ■ パナソニックモバイル ■ NECカシオ ■ その他



: グローバル端末メーカー

※MM総研発表資料をもとに当社作成

意見書

平成 24 年 11 月 22 日

総務省総合通信基盤局

電気通信事業部事業政策課 御中

郵便番号 105-7304
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) びーびーかぶしがいしゃ
氏 名 ソフトバンクBB株式会社
だいひょうとりしまりやくしやちようけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7316
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) かぶしがいしゃ
氏 名 ソフトバンクテレコム株式会社
だいひょうとりしまりやくしやちようけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7317
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) かぶしがいしゃ
氏 名 ソフトバンクモバイル株式会社
だいひょうとりしまりやくしやちようけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

「電気通信事業分野における競争状況の評価に関する実施細目 2012(案)」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

このたびは、「電気通信事業分野における競争状況の評価に関する実施細目 2012(案)」に対する意見募集に関し、意見提出の機会を設けて頂いたことにつきまして、御礼申し上げます。以下のとおり弊社共の意見を述べさせていただきますので、宜しく取り計らいの程、お願い申し上げます。

領域	頁	意見
1 2012 年度競争評価 の基本的な考え方	1	<p>【総務省案】</p> <p>1-1 定点的評価</p> <p>近年の無線の高速ブロードバンド化が進展する中、急速に拡大しつつある移動系のデータ通信に関する市場の分析・評価を新たにを行うため、その領域を「データ通信(移動系、固定系、ISP(固定系))」、「音声通信(移動系、固定系)」、「法人向けネットワークサービス」に再構成した。</p> <p>【意見】</p> <p>昨今、データ通信における移動系と固定系の市場を一体的に取り扱う方向での検討が為されていますが、現状、多くの利用者においては移動系サービスと固定系サービスを使い分けているものと想定されることから、相互に需要の代替性があると判断することは時期尚早であり、固定系と移動系についてはそれぞれ個別の分析・評価を継続すべきと考えます。</p>
1 2012 年度競争評価 の基本的な考え方	1	<p>【総務省案】</p> <p>1-1 定点的評価</p> <p>需要側データについては、これまで取得してきた利用者向け通信サービスの料金等に加えて、サービス品質やサービス変更コストを取り扱う。</p> <p>【意見】</p> <p>本年度より新たに「サービス品質」等を基本データに追加することとされていますが、そうした新たなデータも踏まえ、市場全</p>

領域	頁	意見
1 2012年度競争評価の基本的な考え方	2	<p>体を分析していく際には、一義的な評価をすることのないよう複数の指標を使うと共に、利用者がサービス選定する際の様々な要因についても加味し、多面的な評価を行うよう留意して頂きたいと考えます。</p> <p>【総務省案】</p> <p>1-1 定点的評価</p> <p>(1) データ通信(移動系)</p> <p>2012年度の競争評価においては、MVNO及びデータ通信専用端末等が移動系通信市場の中で今後の成長が見込まれる分野であり、事業者の参入・退出の状況や通信トラフィックの逼迫のパラメータとしての役割が高まると考えられることから、前記①及び⑤について市場規模・事業者別シェアを把握するための基本データの収集を継続し、分析を行う。</p> <p>【意見】</p> <p>本年度より、「データ通信専用端末」が、移動系通信市場の中で今後の成長が見込まれる分野として、通信トラフィックの逼迫のパラメータとしての役割が高まると考えられることから、基本データの一部として収集されることとされています。しかし、昨今、テザリングや公衆無線LAN等の普及や準定額制プランの導入により、データ端末における通信回線の利用は変化しつつあり、一概にデータ通信専用端末のみを切り出して分析しても、当該市場を正確に把握することには繋がらないものと考えます。</p>
1 2012年度競争評価の基本的な考え方	2	<p>【総務省案】</p> <p>1-1 定点的評価</p> <p>(1) データ通信(移動系)</p> <p>利用者の通信サービス変更コストに関連する重要な指標である②SIMロック解除及び③番号ポータビリティの状況を①及び⑤と同様に基本データとして取り扱う。</p> <p>【意見】</p> <p>本年度より基本データに「SIMロック解除の状況」を追加し、通信サービス変更コストの指標として分析に用いられることとさ</p>

領域	頁	意見
1 2012年度競争評価の基本的な考え方	3	<p>れていますが、SIMロック解除した端末を他の通信用途で契約する場合、通信方式や利用周波数帯の違いから生じる各社の技術的な障壁により、非常に限定的な利用となっています。従い、移動系通信市場全体における評価に当たっては、現状としてSIMロック解除が市場全体で機能しているとは必ずしも言い切れぬ内容となるよう、十分に留意頂くよう要望します。</p>
<p>【総務省案】</p> <p>1-1 定点的評価</p> <p>(1) データ通信(固定系)</p> <p>2012年度の競争評価においては、「光の道」構想に関する基本方針(2010年12月)中、毎年度の継続的なチェックのための「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度」との連携については、制度整備の実施後3年を目途とした包括的検証についても念頭に置きつつ、引き続き強化を図っていく必要がある。そこで、前記の①及び②については、そのための基本データにも当たることから、継続して収集・分析を行う。</p> <p>【意見】</p> <p>「光の道」構想では、2015年頃を目途にすべての世帯におけるブロードバンド利用の実現を目標としていますが、実際は2011年9月末時点^{※1}で43.3%の基盤利用率に留まるとい結果となっており、当初の目標を達成させるためには、基盤利用率を加速度的に向上させる必要があることは明白です。</p> <p>FTTH市場は、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社(以下、NTT東西殿という。)のシェアが約74%(2012年6月時点^{※2})であり、圧倒的なシェアを保っています。また、その残りの内、KDDI株式会社と電力系事業者併せて21%超(2012年6月時点^{※2})のシェアとなっており、FTTH市場は寡占状況が続いています。そのような状況に加え、NTT東西殿の保有ファイバ回線数に占める貸出回線割合は、2012年3月末時点^{※3}で5.8%という水準であることから、サービス競争においても活発に機能しているとは言えない状況です。</p> <p>こうした現状を受け、基盤利用率を高めるためには、設備競争の促進のみでは不十分であり、サービス競争の促進による料金の低廉化やサービスの多様化が必須と考えます。そのためには、設備を持たない事業者がFTTH市場に参入しやすい</p>	3	

領域	頁	意見
1 2012年度競争評価の基本的な考え方	5	<p>環境整備としてのネットワーク開放促進が必要であり、競争評価においては、こうしたネットワーク開放状況の動向を把握するため、NTT東西殿の保有光ファイバ回線数に占める貸出回線割合を毎年でデータ収集し、現状に即した評価を示していくべきと考えます。さらに、貸出回線割合のうち、シングルスター方式とシェアードアクセス方式とを区別した貸出回線割合を毎年でデータ収集し評価していくことで、それぞれ、集合住宅+ビジネス向けと戸建て向けの供給面での事情の違いを踏まえた、サービス競争の促進状況が把握できるのではないかと考えます。</p> <p>加えて、サービス競争が一向に進まない要因(回線貸出形態・貸出条件・それらに付帯する制約条件等)についても併せて分析、評価をして頂きたいと考えます。</p> <p>※1 「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度に基づく暫定検証結果(ブロードバンド普及促進に係る取組状況等に関する検証)」(2012年5月18日公表)参照</p> <p>※2 「電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データの公表」(2012年度第1四半期(6月末))参照</p> <p>※3 「電気通信事業分野における競争状況の評価2011」(2012年9月7日公表)参照</p>
		<p>【総務省案】</p> <p>1-2 戦略的評価</p> <p>(2) 市場間の連携サービスの利用動向(需要側)</p> <p>スマートフォンを中心とした連携サービスがどのように成長しており、現行の移動系、固定系それぞれの市場にどのような影響を及ぼしているかといった点について検討するとともに、他業種との連携サービスを含めた事業者グループの状況についても、引き続きその動向の把握に努めることとする。</p> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スマートフォンを中心とした連携サービス スマートフォンを中心とした固定系と移動系の連携サービスにおいて、昨年度の競争評価の分析では、KDDIグループとソフトバンクグループで展開され始めた旨の記述がなされていましたが、本年度においては、戦略的評価の中で採り上げられることとなっています。 <p>昨今のメタルから光へのマイグレーションや固定系データ通信市場における将来性を鑑みると、連携サービス分析に当</p>

領域	頁	意見
		<p>たつて注視すべきは、固定系の中心的サービスであるFTHと想定されます。また、スマートフォンとの連携サービスは、現状としては、アクセス回線を持っている事業者が固定系ブロードバンドを提供している場合に限られており、両者の結びつきが、例えば一世帯におけるロッキング効果を生むということも考えられます。従い、今回の分析に当たっては、移動系と結びついている固定系サービスのアクセス種別との関連性や利用者動向といった点も動向し、分析して頂くことを要望します。</p> <p>・事業者グループの状況</p> <p>　　昨今、NTTファイナンス株式会社殿の統合請求に見られるような、NTTグループのグループドミナンスを強化する動きについては、競争阻害となり得る危険性を孕む事象として非常に危惧しているところであり、長期的な視野における公正競争環境の確保が必要と考えます。従って本年度、戦略的評価として事業者グループの状況を分析する際には、NTTグループのグループドミナンスを議題として採り上げ、例えば下記を分析項目として、その影響度合いを分析、評価して頂くことを要望します。</p> <p>　　一他業種を含めたNTTグループ間の連携状況(業務受委託、取引における優位性等)</p>
3 市場の画定	6	<p>【総務省案】</p> <p>(1) 移動系通信(音声通信・データ通信)</p> <p>　　大幅に契約数を伸ばしているBWA及び大手2社のサービス開始に伴いさらなる成長が見込まれるLTEについては、移動系超高速ブロードバンド市場として一体的に捉え、移動系通信(データ通信)市場の部分市場として画定する。</p> <p>【意見】</p> <p>　　今回から、移動系データ通信市場における部分市場として新たに超高速ブロードバンド市場が画定されましたが、実態としては、LTE及びBWA供に3Gとデュアルで利用可能なサービス展開がなされており、独立した利用はまだまだ少ないこと、また、株式会社エヌ・ティ・ティ・コムコ殿以外の事業者においては、LTEのサービス開始後もない状況にあることから、単独の市場として取り扱うには未成熟であり、当該市場の短期的な競争状況のみを切り取った評価にならないよう、十分に留意すべきと考えます。</p>
競争評価の在り方全般	-	<p>【意見】</p>

領域	頁	意見
について		<p>1. 事業者のデータの取扱い 事業者のデータを利用する際、特に事業者別シェアの開示に当たっては、各公表データの利用に留める等、経営情報の取扱いには十分配慮頂くことを要望します。また、開示方法については、項目に応じてデータの見せ方を工夫することも有効と考えます。</p> <p>2. 戦略的評価テーマの設定方法 戦略的評価のテーマについては、有識者等との議論によって事前に特定された内容が、この実施細目(案)の意見募集で提示されているところです。 しかしながら、競争評価プロセスの透明性をさらに高め、競争評価をさらに国民に役立つ施策に発展させていくためにも、テーマ設定においては、初回のアドバイザーボードが開催される前に、事業者を含めた関係者から広く意見を聴取し、それらを踏まえて決定して頂くことを要望します。</p>

以上

意見書

平成24年11月22日

総務省総合通信基盤局
電気通信事業部事業政策課 御中

郵便番号 540-8511
住所 おおさかふおおさかしちゅうおうくほんぼちょう ほん ごう
大阪府大阪市中央区馬場町3番15号
名称及び にしにっぽんでんしんでんわかぶしがいしや
西日本電信電話株式会社
代表者の氏名 代表取締役社長 むらお かずとし
村尾 和俊

「電気通信事業分野における競争状況の評価に関する実施細目2012（案）」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

頁	意見
1	<p>【総務省案】</p> <p>1 2012年度競争評価の基本的な考え方 1-1 定点的評価</p> <p>競争評価2011においては、近年の無線の高速ブロードバンド化が進展する中、急速に拡大しつつある移動系のデータ通信に関する市場の分析・評価を新たに行うため、その領域を「データ通信（移動系、固定系、ISP（固定系）」、「音声通信（移動系、固定系）」、「法人向けネットワークサービス」に再構成した。</p> <p>（中略）</p> <p>2012年度においては、競争評価2011の枠組みを原則として維持し、上記の3領域における個々のサービス市場を具体的に画定する。</p>
6	<p>3 市場の画定</p> <p>なお、電気通信事業分野の市場は、技術革新が急速であり、サービス市場の外郭を固定的・永続的とみることとは適当ではない。変化を重ねる同市場の競争状況を的確に把握していくため、分析・評価の継続性を考慮しつつ、数年程度の比較的短い周期で市場画定の見直しを検討することが望ましい。</p>
	<p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービス市場の画定及び競争評価については、ユーザの視点や事業者の競争戦略を踏まえ実態に即して行うことが必要であると考えます。 ・スマートフォンやタブレットの普及により、ユーザが利用できるコンテンツ・アプリケーション等のサービスは固定・移動といったネットワークによる制約が無くなっており、ユーザは利便性の高い端末を選択する一方、ネットワークについては、3G、LTEやWiMAX、固定ブロードバンドと連携したWi-Fi通信を、利用シーンに応じて自由に選択するなど、通信手段にとらわれない使い方が既に広がっています。また、今後、LTEやWiMAXなど超高速モバイルブロードバンドの普及により、こうした傾向は一層加速することが想定されます。

- ・こうしたユーザーズに対応し、KDDI 殿の au スマートフォンと固定通信とのセット割り引き、WiMAX サービス事業者による屋内外での利用の訴求、モバイル事業者によるテザリング機能の提供など、事業者による固定・移動の垣根にとられない顧客囲い込み戦略が本格化しています。
- ・現に、ブロードバンド市場においては、3.9 世代携帯電話パケットアクセスサービス (3.9G)、BWA アクセスサービス (BWA) が急速に普及しており、平成 24 年 4 月～6 月において、FTTH アクセスサービス (FTTH) の純増数が約 54 万純増である一方、3.9G は約 132 万純増、BWA は約 74 万純増と、両者をあわせると純増は FTTH の純増の約 4 倍に達しており、3 者を合わせたブロードバンド市場において FTTH の純増シェアは約 20% に過ぎない状況となっています。(注：数字は、「電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データの公表 (平成 24 年度第 1 四半期 (6 月末)) (平成 24 年 9 月 27 日総務省報道発表資料)」より)
- ・実施細目については、競争評価 2011 の枠組みを原則として維持することとし、アプリオりに固定系と移動系を別市場としているが、こうしたユーザーズや市場構造の変化を踏まえれば、固定系と移動系を別市場でなく、同一市場として分析・評価することを直ちに実施する必要があると考えます。

2-3

【総務省案】

1 2012 年度競争評価の基本的な考え方 1-1 定点的評価

(2) データ通信 (固定系)

競争評価 2011 においては、メタル回線から光ファイバへのマイグレーションが進む中、ブロードバンド市場及びその中心的存在である FTTH 市場を分析・評価の対象とした上で、①設備競争の状況、②事業者間取引の状況、③固定系と移動系の連携サービスの動向、④ISP とのセット販売、⑤事業者グループの状況を評価に当たった際の勘案要素に加えた。前記の①では、設備面で見えた回線数 (都道府県別データを含む)、電柱・管路等の貸与実績のデータ等を、また②ではデータファイバ貸出状況等のデータをそれぞれ分析対象とした。

2012 年度の競争評価においては、「光の道」構想に関する基本方針 (2010 年 12 月) 中、毎年度の継続的な子エックのための「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度」との連携については、制度整備の実施後 3 年を目的とした包括的検証についても念頭に置きつつ、引き続き強化を図っていく必要がある。そこで、前記の①及び②については、そのための基本データにも当たることから、継続して収集・分析を行う。③、④及び⑤については、市場間の連携サービスの動きの一つとして戦略的評価 (P5 参照) の中で取り上げる。

	<p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「光の道」は「FTTHの道」ではなく、利用シーン、地域特性、費用対効果に応じて選択されるFTTH、CATVや無線を含めたブロードバンドネットワーク全体、及び通信事業者に限らない様々なプレイヤーによる利活用推進の取組みを通じて実現されるものであります。 ・とりわけ、急速な技術革新によりLTEやWiMAXといった超高速無線ブロードバンドが本格的に利用者を拡大しており、LTEについては、100Mbpsを超えるメニューを提供しているところですが、LTEについては、FTTHに限らず多様なブロードバンドを幅広く捉えた評価がなされるべきであるとともに、市場の実態把握のためには、定量的な側面のみならず、各事業者の事業戦略や参入意欲の問題まで含めた多角的な評価が必要であると考えます。 ・また、通信事業者だけでなく、政府、端末メーカー、アプリケーション・コンテンツプロバイダ、ISP等が「光の道」の実現に向けて、それぞれどのような役割を果たし利活用促進に貢献したのかについて検証を行う必要があると考えます。
5	<p>【総務省案】</p> <p>1 2012年度競争評価の基本的な考え方 1-2 戦略的評価</p> <p>(2) 市場間の連携サービスの利用動向 (需要側)</p> <p>競争評価2011においては、移動系と固定系に分けてデータ通信と音声通信とデータ通信とに分けて分析等を行った。移動系/固定系又は音声通信/データ通信といった視点から見たバンドルサービスについては、ADSL、FTTH、スマートフォンといった新たな技術と製品が普及するに従い、ISPとのセット販売や移動・固定の連携サービスが登場するなど、徐々に市場間の連携サービスが深化してきている。また、移動系/固定系にまたがるサービスとしてVoIP (ソフトフォン) の利用が拡大してきている。</p> <p>競争評価2011では、FTTHやスマートフォンを中心とした新たなサービスの組み合わせについて、勘案要素として分析した。2012年度の競争評価においても、市場間の連携サービスの利用動向、FTTH市場における市場支配力が固定電話やISPといった隣接市場に及んでいないか、また、スマートフォンを中心とした連携サービスがどのような成長し</p>

ており、現行の移動系、固定系それぞれの市場にどのような影響を及ぼしているかといった点について検討するとともに、他業種との連携サービスを含めた事業者グループの状況についても、引き続きその動向の把握に努めることとする。

【意見】

- ・情報通信市場においては、固定と移動の融合、プレイヤーの多様化、市場のグローバル化が急速に進展する中で、お客様利便の高いサービスの提供に向け、各事業者が他の事業者との協業も活用し、活発な事業展開を行っているところ です。
- ・その一方で、NTT東西に対しては、電話時代を前提とした指定電気通信設備規制や禁止行為規制といった非対称規制や、往時の競争環境を前提とした累次対応できないことが課せられており、これにより、お客様の利便性の向上に対する要請に機動的かつ柔軟に対応できないことを前提とした割引サービスのお客様だけが不利益を被ることとなります。また、NTT東西が規制により提供できないことを前提とした割引サービスの提供による顧客獲得競争が行われれば、公正競争環境に支障を及ぼすおそれも拭い去れません。
- ・本年の戦略的評価として行われる「市場間の連携サービスの利用動向（需要側）」の実施にあたっては、そのテーマ名に「需要側」とあり、ユーザの視点に立って、市場間の連携サービスがお客様利便の向上に如何に貢献しているか、また何らかの要因によりそうした利便を享受できないお客様が存在し、お客様利便の最大化や健全な競争による市場の発展が阻害されていないか、十分な検証が必要であると考えます。

【総務省案】

別紙 1 利用者側から収集する主な情報

【意見】

- ・今後の定点的評価の在り方として、「電気通信事業分野における競争状況の評価2010」においては、「固定系と移動系のブロードバンド市場を一体的な市場として画定することについても検討が必要」とされており、また、「電気通信事業分野における競争状況の評価2011」においても、「固定系と移動系の連携サービスや他業種との業務提携等、同市場を取り巻く環境は大きく変化してきていることから、将来的な市場の画定の在り方も視野に入れつつ、その動向を注視していくことが必要」とされています。
- ・そうした検討を実施し、適切な市場画定を行うためにも、利用者からの情報収集の際には、利用者の視点に立って、例えば、移動・固定ブロードバンドサービスの中から、利用者が自宅や外出先など利用シーンに応じてどのサービスを選択しているか等、固定と移動を跨る需要の代替性についての把握・分析を行う必要があると考えます。
- ・例えば、SNS、ブログ、ツイッター、検索サービス、パーソナルクラウドサービス、オンラインショッピング、オンラインゲーム、メールサービス、動画視聴、各種ダウンロード等様々な利用目的ごとにユーザがどのブロードバンドサービスを選択しているかを把握・分析し、FTTH、CATV、LTE、BWA等固定と移動のすべてのブロードバンドサービス間においてどのような需要の代替性が存在するかを検証することは、正確な市場画定を行うために不可欠であると考えます。

意見書

平成24年11月22日

総務省総合通信基盤局
電気通信事業部事業政策課 御中

郵便番号 105-0001

住所 とうきょうとみなとくらのもん 東京都港区虎ノ門2-10-1
氏名 イー・アクセス株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちょう
代表取締役社長 エリック・ガン

「電気通信事業分野における競争状況の評価に関する実施細目2012（案）」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

頁	意見
2頁～	<p>【総務省案】 (2) データ通信(固定) (略)</p> <p>【意見】 ・FTTH 市場の現在の状況として、純増数の鈍化にあわせてキャリアチェンジの傾向が従前より出てきたものと推測しますの で、FTTH 市場間におけるキャリアチェンジの定量、要因分析も評価項目に加えることで更に意義のあるものになると考えま す。</p>
5頁	<p>【総務省案】 (1) 需要者(利用者)側からの情報収集</p> <p>2012年度の情報収集は、「音声通信(固定系、移動系)」、「データ通信(固定系、移動系、ISP(固定系))」及び「法人向けネ ットワークサービス」の各領域の定点的評価、さらに戦略的評価について、「情報通信白書」、「通信利用動向調査」等におけ る、総務省が従来から実施している調査の結果を活用するとともに、必要に応じ、利用者アンケート調査(Web アンケート含 む。)も実施する。</p> <p>【意見】 ・利用者アンケートの実施に際し、特に利用者意向に依存する番号ポータビリティについては、利用状況・利用意向の回答根 拠となった理由(キャリアチェンジした理由(端末、月額料金、キャッシュバック金額等))をヒアリングすることにより、需要側の 動向を更に精緻に分析することが可能になると考えます。</p>
7頁	<p>【総務省案】 (2) データ通信(固定系)</p> <p>FTTH、ADSL 及びCATVインターネットについては、各サービスを一体的に捉えた固定系ブロードバンド市場として画定し た上で、それぞれのサービスを固定系ブロードバンド市場の部分市場として画定する。また、FTTHについては、「戸建て+</p>

ビジネス向け」と「集合住宅向け」をそれぞれFTTH市場の部分市場として画定する。さらに、インターネット接続サービスについては、ISP(固定系)市場として画定する(図3参照)。

なお、ナローバンド市場については、近年契約数が減少傾向にあることを考慮し、市場としての画定は行わない。また、固定系ブロードバンド市場の部分市場であるCATVインターネット市場については1地域1事業者による事業展開という現状等を考慮し、ADSL市場については市場規模が縮小傾向にあることを考慮し、データ収集・分析のみを行う。

【意見】

・ADSL市場について市場規模が縮小傾向にあるものの、依然として634.4万(平成24年6月時点、出所:電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データの公表)の利用者が存在する市場であり、少なくとも競争評価2011を踏襲し、引き続き「固定ブロードバンド市場」全体の中でFTTH市場との相互関係を把握するための評価は行うべきと考えます。従って、減少傾向のADSL利用者がどの市場に向かっているのか、NTT東西のFTTHの独占傾向が強まる状況になっていないか等、マイグレーションの動向は今年度も継続的に分析すべきと考えます。

また、メタルから光ファイバへのマイグレーションが進展している状況下、明確にNTT東西殿の提供するFTTHの市場シェアが増加する一方、メタル回線の需要減による更なる接続料の上昇が見込まれることにより、メタルの市場環境で培った競争環境が衰退し、固定ブロードバンド市場におけるNTT東西の独占回帰が進むことが懸念されます。従って、例えば、メタル回線接続料の上昇が、ADSL事業者に与える影響(事業者数の動向、事業規模の縮小傾向の把握等)等についても競争評価において分析することが必要と考えます。

【総務省案】

II 移動系通信関連

⑥ 番号ポータビリティ

- ・ 番号ポータビリティに関する認知度
- ・ 利用状況、利用意向

【意見】

番号ポータビリティの利用状況および利用意向に加えて、下記の項目に関する利用者アンケートを実施することで、更なるユーザ動向の把握が可能であると考えるため、下記のようなアンケート項目の追加が必要と考えます。

	<ul style="list-style-type: none">・番号ポータビリティを利用する理由・番号ポータビリティを利用する際のキャリア選択の基準
--	--

以上

意見書

東経企営第 12-129 号
平成 24 年 11 月 22 日

総務省総合通信基盤局
電気通信事業部事業政策課 御中

郵便番号 163-8019

(ふりがな) とうきょうとしんじゅくにしんじゅく

住 所 東京都新宿区西新宿三丁目19番2号

(ふりがな) ひがしにつぼんでんしんでんわかぶしきがいしゃ

氏 名 東日本電信電話株式会社

やまむら まさゆき

代表取締役社長 山村 雅之

「電気通信事業分野における競争状況の評価に関する実施細目2012
(案)」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

「電気通信事業分野における競争状況の評価に関する実施細目2012（案）」に対する提出意見は以下のとおり。

意見

【総論】

- ・ 情報通信市場は、技術のイノベーションが非常に早く、モバイル化、ブロードバンド化が大きく進展し、同時にサービスやプレイヤーのグローバル化が急激に進むなど、大きなパラダイムシフトが進展しています。
- ・ 移動通信市場においては、過去10年間で、最大384Kbps(当初)の通信が可能な3Gユーザ数は10万から1.2億へと拡大し、固定通信市場に比べて4倍ものユーザが、既にインターネットへアクセスできる環境にあります。さらに、WiMAXやLTEが商用化され、平成24年6月末時点で約670万契約となり、超高速ブロードバンド化が急速に進展してきております。特にWiMAXについては、利用者は固定ブロードバンド回線の代替として利用しており、固定ブロードバンド通信市場において競合関係にあります。
- ・ また、平成24年度版情報通信白書に記載されているとおり、各事業者の携帯電話の新規販売台数に占めるスマートフォン割合は、約10%（平成22年度）から約40%（平成23年度）に急増し、その結果、平成23年度のスマートフォンの販売台数は約2,500万台を超えております。
- ・ このスマートフォンの利用者は、自宅ではWiFi+固定ブロードバンド回線、駅や公共施設・カフェ等では公衆無線LAN、それ以外の屋外では3Gで利用する等、1つの端末で移動・固定を組み合わせ、最適な回線を選択して利用しています。また、携帯事業者も、移動通信のオフロード対策として固定ブロードバンド回線や公衆無線LANを活用するようになっていきます。
- ・ こうしたスマートフォンの普及拡大を背景に、他事業者は自社のスマートフォンと自社または他社のFTTH・CATVを組み合わせた割引サービスの提供を開始しており、例えばKDDI殿のauスマートバリューの契約数は既に200万を突破しています（平成24年10月24日KDDI殿決算発表より）。このようにスマートフォンをトリガーに固定通信と移動通信が融合したFMC市場が急速に拡大し、これが単体のFTTH市場にも影響を与える状況となってきました。
- ・ 加えて、ジューピターテレコム殿はジャパンケルネルネット殿との経営統合が予定され、それにより、国内CATV市場の50%超のシェアを有する会社が生ずる見込みとなっており、放送サービスのシェアを背景に超高速ブロードバンド市場における優位性を強めていくことも想定されます。
- ・ さらに、サービスやプレイヤーのグローバル化が急速に進み、例えばGoogleやApple等の巨大なグローバルプレイヤーが、タブレットPCやスマートフォン上のアプリケーションにより通信サービス（電話・メール等）を自在に提供するなど、端末やコンテンツ・アプリケーションと通信との一体的なサービス提供が進展しています。
- ・ また、ジューピターテレコム殿が放送・通信サービスをセットでの提供を予定しており、情報通信市場の枠組みを越えた新たなサービス連携も創出されています。

- このように、移動通信の超高速ブロードバンド化の進展、FMC市場の拡大、グローバルプレイヤーによる一体的なサービス提供といった市場環境・競争環境のパラダイムシフト等により、ユーザの選択肢が固定通信と移動通信の垣根を越え、サービスの裾野が情報通信市場以外の市場にまで広がり、国内の通信事業者だけでなく、海外のプロバイダが提供する通信サービスまで非常に多様化し、ユーザはその多様なサービスを個々の必要に応じて自由自在に使いこなしています。こうした点は、サービスを提供する通信事業者が当初NTT1社しかなく、アプリケーションも音声通信しかなかった電話時代とは大きく状況が異なっています。
- したがって、競争評価を行うにあたっては、市場環境や競争環境の変化をしっかりと踏まえ、分析・評価を行っていただく必要があると考えており、具体的には、FTTH、DSL、CATV等のサービス毎の市場に閉じた分析・評価を行うのではなく、固定通信を代替するWiMAXや公衆無線LAN等を含めたブロードバンドサービス市場全体の分析・評価や、固定通信・移動通信を一つとして捉えたFMC市場の分析・評価、FMC市場が個々の市場に与える影響、さらには、上位レイヤーやCATV市場で市場支配力を持つプレイヤーが通信市場に参入することによる影響について分析・評価を行う等、現在の市場環境を捉えた分析・評価を行う必要があるものと考えます。
- 併せて、市場の構造変化をタイムリーにかつ多面的に評価する観点から、ストック(契約数)での分析・評価に加え、例えば四半期単位に細分化したフロー(純増数)による分析・評価や都道府県単位ではなく、市町村等、各事業者の参入エリア単位での分析・評価を行うことも必要と考えます。
- また、モバイルを含めたブロードバンド全体のエリアカバー率は100%、NTT東西のフレッツ光のエリアカバー率だけでも92%(平成24年3月末)に達しており、ブロードバンド基盤は全国的に整備されてきておりますが、平成24年度版情報通信白書にも記載されているとおり、日本におけるICT利活用は、例えば公的分野では諸外国と比較して遅れており、ICT利活用促進に向け、多様なプレイヤーが様々な形で貢献していくことが求められています。当社はこれまで、自治体と連携した住民へのブロードバンド回線を利用した告知サービスや、医療機関と連携したテレビ電話による遠隔健康相談、光iフレームを活用した高齢者への買い物支援、教育機関と連携した校務システムやデジタル教材の提供等、医療、教育、行政等の分野におけるICT利活用の促進に向けて事業展開を進めてきておりますが、こうした取り組みをさらに推進していくためには、今後とも政府や自治体等に加え、端末メーカー、アプリケーション・コンテンツプロバイダ等のプレイヤーと連携、協業していく必要があると考えております。
- 平成24年5月18日公表のブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度に基づく暫定検証結果においては、政府が主体となったICT利活用の促進策(予算確保、事業推進、規制・制度等の見直し等)の一例が紹介されていますが、競争評価においては、政府の取り組みを紹介するだけでなく、その取り組みがICT利活用促進にどれだけ効果があったのか分析・評価するとともに、通信事業者や、通信事業者以外の端末メーカー、アプリケーション・コンテンツプロバイダ、医療機関や教育機関等のプレイヤーがそれぞれどのような役割を果たし利活用促進に貢献したのかといった点について、より掘り下げた分析・評価を行う必要があると考えます。

頁	意見
1	<p>【総務省案】</p> <p>1-1 定点的評価</p> <p>2011年度の競争評価2011においては、近年の無線の高速ブロードバンド化が進展する中、急速に拡大しつつある移動系のデータ通信に関する市場の分析・評価を新たに行うため、その領域を「データ通信(移動系、固定系、ISP(固定系))」、「音声通信(移動系、固定系)」、「法人向けネットワークサービス」に再構成した。また、従来から収集してきた市場規模・事業者別シェア、市場集中度、料金といった基本データに加え、幅広い要素を勘案して分析・評価を実施した。</p> <p>2012年度においては、競争評価2011の枠組みを原則として維持し、上記の3領域における個々のサービス市場を具体的に画定(「3市場の画定」)する。その一方で、電気通信サービスは多様化・複雑化を重ねており、その市場への影響を多様な側面から把握し、適切に分析していく必要があることから、基本データの整理・拡充を図る。例えば、需要側データについては、これまで取得してきた利用者向け通信サービスの料金等に加えて、サービス品質やサービス変更コストを取り扱う。また、供給側データについても、移動系通信における超高速ブロードバンドサービスの成長や市場の再編といった環境変化が進む中、以下の点に留意しつつ分析した上で評価を行うこととする。</p>
5	<p>1-2 戦略的評価(2)市場間の連携サービスの利用動向</p> <p>競争評価2011では、FTTHやスマートフォンを中心とした新たなサービスの組み合わせについて、勘案要素として分析した。2012年度の競争評価においても、市場間の連携サービスの利用動向、FTTH市場における市場支配力が固定電話やISPといった隣接市場に及んでいないか、また、スマートフォンを中心とした連携サービスがどのように成長しており、現行の移動系、固定系それぞれの市場にどのような影響を及ぼしているかといった点について検討するとともに、他業種との連携サービスの含めた事業者グループの状況についても、引き続きその動向の把握に努めることとする。</p>
7	<p>3 市場の画定(2)データ通信(固定系)</p> <p>FTTH、ADSL及びCATVインターネットについては、各サービスを一体的に捉えた固定系ブロードバンド市場として画定した上で、それぞれのサービスを固定系ブロードバンド市場の部分市場として画定する。また、FTTHについては、「戸建て+ビジネス向け」と「集合住宅向け」をそれぞれFTTH市場の部分市場として画定する。さらに、インターネット接続サービスについては、ISP(固定系)市場として画定する。</p>

【意見】

- ・ 総論で述べたとおり、移動通信市場においては、過去10年間で、最大384Kbps(当初)の通信が可能な3Gユーザー数は10万から1.2億へと拡大し、固定通信市場に比べて4倍ものユーザーが、既にインターネットへアクセスできる環境にあります。さらに、WiMAXやLTEが商用化され、平成24年9月末時点で約670万契約となり、超高速ブロードバンド化が急速に進展してきております。
- ・ また、平成24年度版情報通信白書に記載されているとおり、各事業者の携帯電話の新規販売台数に占めるスマートフォン割合は、約10%(平成22年度)から約40%(平成23年度)に急増し、その結果、平成23年度のスマートフォンの販売台数は約2,500万台を超えております。
- ・ このスマートフォンの利用者は、自宅ではWiFi+固定ブロードバンド回線、駅や公共施設・カフェ等では公衆無線LAN、それ以外の屋外では3Gで利用する等、1つの端末で移動・固定を組み合わせ、最適な回線を選択して利用しています。さらに、他事業者は自社のスマートフォンと自社または他社のFTTH・CATVを組み合わせた割引サービスの提供を開始しており、例えばKDDI殿のauスマートバリューの契約数は既に200万を突破しています(平成24年10月24日KDDI殿決算発表より)。このようにスマートフォンをトリガーに固定通信と移動通信が融合したFMC市場が急速に拡大し、これが単体のFTTH市場にも影響を与えている状況となっております。
- ・ 競争評価2011では、FTTHやスマートフォンを中心とした新たなサービスの組み合わせについて、勘案要素として分析したとありますが、その内容は、KDDI殿の「auスマートバリュー」、ソフトバンク殿の「スマホBB割」のサービス内容の確認に留まっております。2012年度の競争評価において、「スマートフォンを中心とした連携サービスがどのようになり、現行の移動系、固定系それぞれの市場にどのような影響を及ぼしているか」といった点について検討する」とありますが、競争評価2011のような連携サービスの動向だけでなく、連携サービスが固定系ブロードバンド市場に与える影響や、それを踏まえた固定ブロードバンド市場の分析を徹底して行っていただきたいと考えます。

【総務省案】

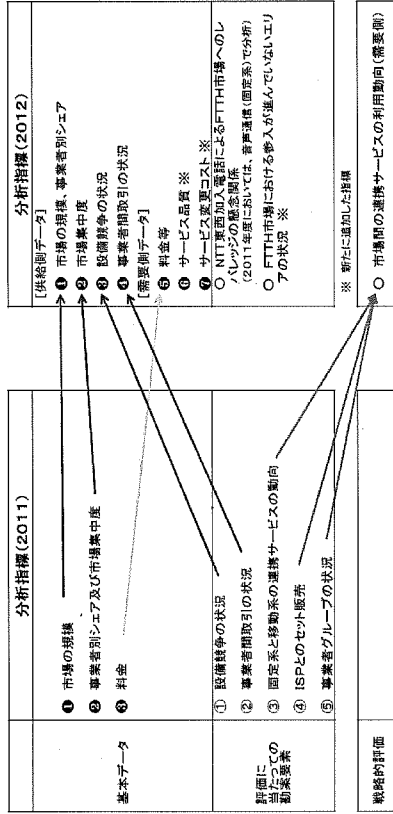
2、3 1-1 定点的評価(2)データ通信(固定系)

競争評価2011においては、メタル回線から光ファイバへのマイグレーションが進む中、ブロードバンド市場及びその中心的存在であるFTTH市場を分析・評価の対象とした上で、①設備競争の状況、②事業者間取引の状況、③固定系と移動系の連携サービスの動向、④ISPとのセット販売、⑤事業者グループの状況を評価に当たっての勘案要素に加えた。前記の①では、設備面で見えた回線数(都道府県別データを含む)、電柱・管路等の貸与実績のデータ等を、また②ではデータクアライバ貸出状況等のデータをそれぞれ分析対象とした。

2012年度の競争評価においては、「光の道」構想に関する基本方針(2010年12月)中、毎年度の継続的なチェックのための「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度」との連携については、制度整備の実施後3年を目的とした包括的検証についても念頭に置きつつ、引き続き強化を図っていく必要がある。そこで、前記の①及び②については、そのための基本データにも当たることから、継続して収集・分析を行う。③、④及び⑤については、市場間の連携サービスの動きの一つとして戦略的評価(P5参照)の中で取り上げる。

1-1 定点的評価(2)データ通信(固定系)【データ通信(固定系)の分析指標】

【データ通信(固定系)の分析指標】



【意見】

(事業者間取引の状況について)

- ・ 2012年度の競争評価において、事業者間取引の状況を分析指標として取り扱うとありますが、当社は光アクセスを低廉な水準でアンバンドル提供し、局舎、電柱・管路等といった素材についても十分にオープン化しており、IPブロードバンド市場では、現に各事業者は、こうした素材を用いて独自のIPネットワークを構築・サービスを展開し、お客様ご自身が他社のネットワークを自由に選択できている環境にあり、ユーザサービスの提供において当社と他事業者の機会は対等になっていることから、事業者間取引が当社と他事業者のサービス提供に与える影響はないと考えます。
- ・ また、FTTHサービスの提供にあたり、自ら設備を構築するのか、NTT東西の設備を借り受け受けるのかは事業者の経営判断であり、当社の貸出実績と契約数のシェアの相関性と市場の評価は直接繋がらないと考えます。むしろ、各事業者が参入しているエリアだけでなく、参入が進んでいないエリアについても、なぜ参入が進まないのか、各事業者の事業戦略や参入意欲の問題まで含め、その要因を多角的に分析すべきと考えます。

(サービス品質について)

- ・ 2012年度の競争評価において、サービス品質を分析指標として取り扱うとありますが、仮にサービス品質を分析する1つの指標として通信速度を取り扱う場合は、通信速度はユーザのサービス利用環境や、回線の混雑状況等の影響を受けることを踏まえ、事業者の公表するカタログスペックの通信速度だけではなく、実際のスループットを含めた分析を行うことがユーザの利用状況の実態を捉えた分析・評価につながるものと考えます。

(NTT東西加入電話によるFTTH市場へのレバレッジの懸念関係について)

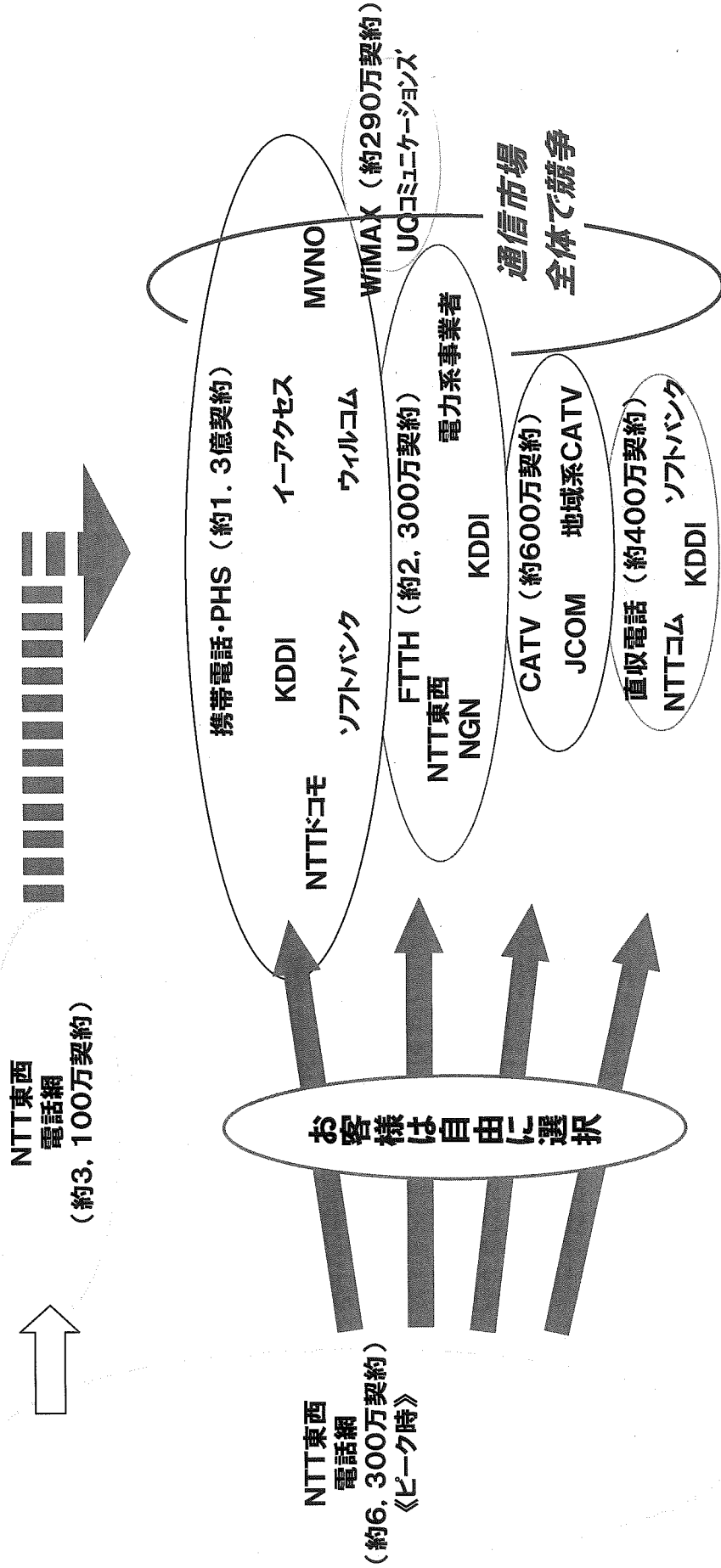
- ・ 2012年度の競争評価においては、NTT東西加入電話によるFTTH市場へのレバレッジの懸念関係について、評価に当たったの勘案事項として取り扱うとありますが、別紙のとおり、マイグレーションにより、PSTNの移行先は、当社のひかり電話等の固定系ブロードバンドサービスに限られるものではなく、各事業者との競争とお客様の選択の結果、携帯やCATV等の他キャリアの電話サービスを含めたブロードバンドサービスになっております。したがって、メタルから光ファイバへのマイグレーションの進展が固定電話市場から固定系ブロードバンド市場へのレバレッジの懸念につながるという認識は不適切であると考えます。

(FTTH市場における参入が進んでいないエリアの状況について)

- ・ 2012年度の競争評価においては、FTTH市場における参入が進んでいないエリアの状況を勘案して分析・評価を行うこととし、「供給者(事業者)側から収集する主な情報」として、当該分析のために自治体IRUを活用したサービス提供状況を収集するとされています。
- ・ しかしながら、参入エリアは各事業者の経営判断で決定しており、IRUエリアであるか否かにかかわらず、全てのエリアを対象に、事業者の参入の有無について把握するとともに、参入が進んでいないエリアについて、なぜ参入が進まないのか、各事業者の事業戦略や参入意欲の問題まで含め、その要因を多角的に分析すべきと考えます。
- ・ その際、事業者は必ずしも都道府県という単位で市場に参入するとは限らないことから、市町村等、各事業者の参入エリアに合わせて市場をより細分化して把握・分析することが必要であると考えます。

NGNはPSTNの移行先の一つに過ぎない

- ・マイグレーションによるPSTNの移行先は、当社のNGNに限られるものではなく、携帯電話を含めた各事業者との競争とお客様の選択の結果として決まるもの。
- ・IP網は、電話交換機に比べて安価なルータやサーバにより、既に各事業者が自由に構築しサービスを提供しており、NGNはそうした多様なIP網の一つに過ぎず、必ずしもPSTNの移行先の基幹的なコア網となるわけではない。



(出典) 携帯電話・PHS、WIMAXはTCA公表値 H24.6末時点
 それ以外は総務省公表値 H24.6末時点(NTT東西電話網のピーク時はH10.3末時点)

頁	意見
5	<p>【総務省案】</p> <p>1-2 戦略的評価(3)固定ブロードバンド・モバイルインターネットの上流サービス利用分析</p> <p>近年、移動系データ通信のサービス形態が回線サービスのみならず、コンテンツ、SNS、動画配信や音楽配信等のプラットフォーム、端末といったネットワーク以外の上位・下位レイヤーのサービスの連携も見られるようになってきていることを踏まえ、特に、利用者の急増が著しいプラットフォームを含む、上位レイヤーの動向を把握する観点から、昨年年度に引き続き、「固定ブロードバンド・モバイルインターネットの上流サービス利用分析」を取り上げることとする。</p> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 総論で述べたとおり、情報通信市場は、技術のイノベーションが非常に早く、モバイル化、ブロードバンド化が大きく進展し、同時にサービスやプレイヤーのグローバル化が急激に進み、例えばGoogleやApple等の巨大なグローバルプレイヤーが、タブレットPCやスマートフォン上のアプリケーションにより通信サービス(電話・メール等)を自在に提供するなど、端末やコンテンツ・アプリケーションと通信との一体的なサービス提供が進展しています。 ・ また、モバイルを含めたブロードバンド全体のエリアカバー率は100%、NTT東西のフレッツ光のエリアカバー率だけでも92%(平成24年3月末)に達しており、ブロードバンド基盤は全国的に整備されてきておりますが、平成24年度版情報通信白書にも記載されているとおり、日本におけるICT利用は、例えば公的分野では諸外国と比較して遅れており、ICT活用促進に向け、多様なプレイヤーが様々な形で貢献していくことが求められています。当社はこれまで、自治体と連携した住民へのブロードバンド回線を利用した告知サービスや、医療機関と連携したテレビ電話による遠隔健康相談、光iフレームを活用した高齢者への買い物支援、教育機関と連携した校務システムやデジタル教材の提供等、医療、教育、行政等の分野におけるICT活用への促進に向けた事業展開を進めてきておりますが、こうした取り組みをさらに推進していくためには、今後とも政府や自治体等に加え、端末メーカー、アプリケーション・コンテンツプロバイダ等のプレイヤーと連携、協業していく必要があると考えております。 ・ 競争評価2011では分析が行われておりませんが、2012年度の競争評価においては、政府の取組みがICT活用促進にどれだけ効果があったのか分析・評価するとともに、通信事業者や、通信事業者以外の端末メーカー、アプリケーション・コンテンツプロバイダ、医療機関や教育機関等のプレイヤーがそれぞれどのような役割を果たし活用促進に貢献したのかといった点について、より掘り下げ

た分析・評価を行う必要があると考えます。

また、競争評価2011における上位レイヤーの分析では、移动通信市場において、SNS、検索サービス、動画配信、音楽配信、電子商取引等を対象としています。固定通信市場においては、メールサービス、SNS、検索サービス、動画配信に對象が留まっていることから、2012年度の競争評価では、固定系ブロードバンド市場においても、電子商取引をはじめ、移动通信市場と同様の上位レイヤーを分析対象として、固定系ブロードバンド市場に与える影響を分析すべきと考えます。さらには、端末等下位レイヤーが固定系ブロードバンド市場に与える影響や、端末やコンテンツ・アプリケーションと通信との一体的なサービス提供が固定系ブロードバンド市場に与える影響についても分析すべきと考えます。

意見書

平成 24 年 11 月 22 日

総務省 総合通信基盤局
電気通信事業部 事業政策課 御中

郵便番号 100-8116

とうきょうと ちよだく おおてまち にちょうめ

住所 東京都千代田区大手町二丁目 3 番 1 号

名称及び代表者の氏名

にっぽん でんしんでんわ かぶしがいしゃ

日本電信電話株式会社

うのうら ひろお

代表取締役社長 鵜浦 博夫

「電気通信事業分野における競争状況の評価に関する実施細目 2012 (案)」
に関し、別紙のとおり意見を提出します。

別紙

電気通信事業分野における競争状況の評価に関する 実施細目2012(案)についてのNTTの考え方

1. 総論

情報通信市場においては、この一年程度の間、LTEサービスの本格的普及によるモバイルネットワークのブロードバンド化が進展するとともに、端末レイヤではスマートフォン・タブレット等のパーソナルデバイスが更に普及拡大し、上位レイヤにおいてはFacebook・twitterやLINE等のコンテンツ・アプリケーションの多様化が進むなど、技術革新やビジネスモデルの変化が構造的かつグローバルに加速しています。そして、これら端末や上位レイヤの競争の進展に伴い、国内プレイヤーのみならずAppleやGoogle等海外の巨大プレイヤーも日本国内においてサービスを一層拡大しています。

このように市場環境・競争環境が端末から上位レイヤまでを含めたサービス全体での競争にパラダイムシフトしていますが、前回の「電気通信事業分野における競争状況の評価2011」では、従来どおり、固定系通信とモバイル系通信をア prioriに分けた上で市場画定し、既存の電気通信事業者を中心に競争状況の評価しており、今回の「電気通信事業分野における競争状況の評価に関する実施細目2012(案)」(以下、「実施細目2012案」という。)でもその枠組みを原則維持することとされています。

今回の「実施細目2012案」に基づく競争状況の評価を行うにあたっては、電気通信サービスを中心とした限定的な市場のみを分析・評価するのではなく、情報通信市場で起こっているパラダイムシフトや、超高速ブロードバンドでもモバイルが主流となっている現実の市場環境・競争状況を鑑みて、まずは市場画定の枠組み自体を見直すべきと考えます。そのうえで、ネットワークレイヤのみならず端末レイヤから上位レイヤに跨って分析し、情報通信市場全体における競争状況や市場支配力等をグローバルな視点で評価すべきと考えます。

2. 情報通信市場全体(端末レイヤから上位レイヤまで)の競争評価の必要性

携帯キャリアがLTEサービスを提供し、固定のみならずモバイルの超高速ブロードバンド化も進展するとともに、①OTTプレイヤー(Apple・Google等)のアプリケーションサービス、無料のコミュニケーションサービス(LINE等)の急激な拡大、②スマートフォンやタブレットといったパーソナルデバイスの爆発的な普及により、情報通信市場においては、ネットワークレイヤのみならず端末～上位レイヤを含め、トータルでユーザを囲い込むグローバル競争が進んでいます。

コミュニケーション手段は、旧来の音声・FAXをベースとしたものから、メールやSMS、SNS等多様化しており、ユーザは自由にサービスを選択し、活用しています。とりわけ、近年、Facebook・twitterやLINEといった上位レイヤのアプリケーション・コンテンツは、多くのユーザに支持され既に世界規模で浸透し、消費者の生活や企業のビジネスに組み入れられています。

また、パーソナルデバイスにおいても、今年度は2010年度の5倍、3年後の2015年度には9倍にまで拡大するとの市場予測が示されているように、AppleやSAMSUNG等世界規模のプレイヤーが続々開発・製造する新製品を携帯キャリアが多額の販促費をかけて積極的に販売し、ユーザがそれに機敏に反応して機種変更するなど、スマートフォンやタブレット市場の爆発的な拡大が一種の大きな潮流・ムーブメントとなっています。

これらの事象については、「実施細目2012案」にも一部記載されているものの、「評価にあたっての勘案要素」や「昨年度に引き続き、「固定ブロードバンド・モバイルインターネットの上流サービス利用分析」を取り上げる」といった程度の言及に留まっております。

ユーザには、アプリケーションではFacebook・twitterやLINE等が、ブロードバンドではLTEが、そして、デバイスではiPhone・iPadやAndroid端末が選好され、急速に普及していることはもはや否定できない事実であり、そのような市場環境の中、AppleやGoogle等のOTTプレイヤーが、デバイス(OS含む)やアプリケーション・コンテンツのグローバル展開によりネットワークレイヤへの影響力を増大させていることは明らかです。

従って、競争評価においても、端末レイヤや上位レイヤがネットワークレイヤの競争に及ぼす影響やその市場支配力を把握・分析するなど、前述の情報通信市場の急速な変化に合わせ、ネットワークレイヤのみならず端末レイヤから上位レイヤに跨って分析し、情報通信市場全体における競争状況や市場支配力等についてグローバルな視点で評価すべきと考えます。

※別添1～7参照

3. モバイル化・ブロードバンド化の進展を踏まえた競争評価(市場画定)見直しの必要性

通信速度の面で固定系とほぼ遜色ないレベルに迫るLTEサービスが本格的に提供され、またiPhone・iPadやAndroid端末の販売拡大により、各事業者グループにおいてメインとなる超高速ブロードバンドサービスは、FTTH等の固定系サービスからLTEやWiMAX等のモバイルサービスへと移行しています。

一方、ユーザから見れば、スマートフォンの普及やアプリケーション・SNS等の充実によりコミュニケーション手段が多様化するとともに、超高速ブロードバンドサービスも多様化・低廉化が進み、モバイル・固定といったネットワークを意識せず利用することが一般的になっています。

例えば、外出先ではLTEや公衆Wi-Fiを、自宅では無線LANを介してFTTHを利用するなど、ユーザは利用シーンに応じて自由自在にネットワークを選択しています。更には、テザリングを活用することで、自宅でも固定回線を用いずにモバイルの超高速ブロードバンドサービスを利用するなど、ユーザの選択肢はますます広がっています。また、20代の若年層では、4人に1人しか固定電話を持たないなど、固定電話を必要とせずモバイルのみを利用するユーザも多くなっています。

LTEのユーザ数がこの1年間で約17倍の急成長を示すなどモバイルが引き続き拡大基調である一方、FTTHのユーザ数は微増となっており、従来は超高速ブロードバンドサービスといえば、ADSLやFTTHといった固定系を指していたものが、いまやモバイルが主流となっている状況です。加えて、他の電気通信事業者は、CATV事業者とも連携して、固定ブロードバンドサービスの利用を条件としたスマートフォンのパケット定額料の割引を提供しており、その利用が増加していることで競争が激化しています。

このようにユーザから見てモバイルが主流となり、また、ユーザが必要に応じて固定も利用しながら、ネットワークにとらわれず利用シーンに応じて自由にネットワークを選択している状況を踏まえ、「実施細目2012案」では別市場とされている固定とモバイルについては、もはや同一市場として一体的に分析し、競争状況や市場支配力等について評価すべきと考えます。

※別添8～14参照

以上

意見書

平成24年11月22日

総務省 総合通信基盤局
電気通信事業部 事業政策課 御中

郵便番号 530-6116

(ふりがな) おおさかし きたく なかのしま 3ちょうめ3ばん23ごう

住 所 大阪市北区中之島3丁目3番23号

(ふりがな) かぶしきがいしゃ

氏 名 株式会社ケイ・オプティコム

だいひょうとりしまりやくしゃちょう ふじの たかお

代表取締役社長 藤野 隆雄

「電気通信事業分野における競争状況の評価に関する実施細目2012(案)」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

頁	意見
1	<p>【総務省案】</p> <p>1-1 定点的評価</p> <p>【意見】</p> <p>1. サービス料金およびサービス変更コストの分析・評価</p> <p>定点的評価における基本データとして、サービスの料金等に加えて、サービス品質やサービス変更コストを新たな指標として取り扱うことに賛同いたします。</p> <p>移動系通信サービスの料金体系は極めて複雑化・多様化しており、利用者が料金を正確に把握したり、事業者間で比較したりすることは容易でないことから、利用者は料金水準の適正性を判断できない恐れがあると考えます。そのため、利用者利益の確保の観点から、国内および海外の移動系通信市場(MVNOを含む)における料金水準等の動向を比較しつつ、料金水準等と移動系通信事業者の市場支配力との関係について踏み込んだ分析・評価が必要と考えます。</p> <p>また、事業者間での乗り換えを阻害する要因を把握する観点から、次の点に留意して分析・評価することが必要と考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 移動系通信事業者が端末のSIMロック解除を希望する利用者に対して求める手続き等は、MVNOを含む他事業者への乗り換えを阻害する要因となる懸念があることから、移動系通信事業者毎のSIMロック解除件数(利用者数)を明らかにした上で、SIMロック解除の推進状況を詳細に分析・評価する。 ・ 加入電話から他事業者の0ABJ-IP電話への移行について、NTT東西殿が進めるメタルから光ファイバへのマイグレーションを踏まえると、番号ポータビリティに関する手続(回線名義人確認等)の簡便性等の優位性により、事業者乗り換えを阻害する要因が生じ得る余地があることから、0ABJ-IP電話への移行に係る事業者乗り換え状況等をより詳細に分析・評価する。 <p>2. 「企業グループ」として一体での分析・評価</p> <p>昨今、電気通信事業者同士の合併等により、情報通信市場における上位3社グループへの寡占化が進行しており、資本関係のある企業グループによる市場支配力の行使が懸念されるところです。このような情報通信市場全体の環境変化を踏まえ、資本関係のある「企業グループ」を一体とした分析・評価(事業者シェアや市場集中度等)が必要と考えます。特に、移動系通信サービスのさらなる高度化(高速大容量化等)や割当周波数帯域の拡大により、今後一層、上位3社グループによる固定系通信市場へのレバレッジが強まることから、移動系および固定系を含めた企業グループを一体として分析・評価することが必要と考えます。</p> <p>また、NTTグループにおいては、NTTファイナンス殿のおまとめ請求により実質的にグループ内に閉じた連携や一体的な活動を積極的に進めており、各市場における支配力を更に強めているところです。また、NTT東西殿の活用業務については、届出制の導入によりさらに業務範囲が拡大しており、支配力の強化が懸念されるところです。そのため、NTTグループドミナンスについて、前述の状況変化を踏まえつつ、より詳細な分析・評価が必要と考えます。</p>

頁	意見
<p>1～2 4～5</p>	<p>【総務省案】</p> <p>1-1(1) データ通信(移動系)</p> <p>1-2(1) 移動系通信市場における新規参入事業者の事業環境(供給側)</p> <p>【意見】</p> <p>3. MVNOの動向分析・評価</p> <p>定点的評価の基本データおよび戦略的評価のテーマとして、MVNOの動向を取り扱うことに賛同いたします。</p> <p>移動系通信市場における昨今の企業再編等により、MNO上位3社の市場支配力やMVNOに対する交渉力はさらに強まるものと懸念される所です。そのため、移動系通信市場における競争状況を示すひとつの指標として見なすことができる「MVNOの参入状況」について、次のような点を含め、詳細に分析・評価することが不可欠と考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ MNOとMVNOの関係性(卸、相互接続等の事業者間取引の状況等) ・ モバイル接続料の推移とMVNOの参入状況(事業者数、サービスの多様性等)の関係性 <p>加えて、MNO各社が新周波数帯域割当申請の際に示したMVNOへの提供計画について、計画達成に向けた取組が着実に進められているか否かを分析・評価することも必要と考えます。</p>
<p>5</p>	<p>【総務省案】</p> <p>1-2(1) 市場間の連携サービスの利用動向(需要側)</p> <p>【意見】</p> <p>4. 移動系トラフィックのデータオフロード</p> <p>近年、スマートフォンの急速な普及等により移動系データ通信トラフィックが急増しているところですが、移動系通信事業者は、これに対応するため、宅内ブロードバンド無線ルータを実質無償配布すること等により、自社携帯ネットワーク以外へのデータオフロードを積極的に進めています。</p> <p>当該データオフロードは、移動系、固定系問わず、各通信事業者の設備投資へ大きな影響を与える可能性があることから、データオフロードが競争環境に与える影響についても分析・評価することが必要と考えます。</p> <p>なお、分析・評価にあたっては、公衆無線LANによる影響のみならず、宅内無線LANによる影響についても分析・評価することが適当と考えます。</p>

以上

意見書

平成24年11月22日

総務省総合通信基盤局
電気通信事業部事業政策課 御中

郵便番号 163-8460

住所 とうきょうとしんじゅくにしんじゅくにちようめさんばんにどう 東京都新宿区西新宿二丁目3番2号

氏名 かがしきがいしゃ KDDI株式会社

だいいひょうとりしまりやくしやちよう たなか たかし 代表取締役社長 田中 孝司

「電気通信事業分野における競争状況の評価に関する実施細目2012（案）」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

（文中では敬称を省略しております。）

頁	意見
—	<p>【意見】 総論</p> <p>今回、公表された実施細目案は、昨今の移動系通信における超高速ブロードバンドサービスの出現やグローバル市場においてシェアの大きなプラットフォームの台頭といった市場環境の流れを踏まえ、「データ通信（移動系、固定系、ISP（固定系））」、「音声通信（移動系、固定系）」、「法人向けネットワークサービス」の3領域における個々のサービス市場を具体的に画定し、戦略的評価においても「固定ブロードバンド・モバイルインターネットの上流サービスの利用分析」をすものど理解しています。</p> <p>分析・評価にあたっては、現行のポトルネットワーク設備規制・禁止行為規制が市場支配力の抑制に対して十分有効に機能しているかどうか、市場実態を正確に捉えた検証を実施していただきたいと考えます。競争評価2011においては、各市場の競争状況の分析・評価結果として市場支配力を有する事業者が「単独で市場支配力を行使し得る地位にある」とした場合であっても、「第一種指定電気通信設備に係る規制措置が講じられている中」「NTT東・西以外の事業者による固定系と移動系の連携サービスの開始など、新たなサービス競争が行われ始めている」ことから「市場支配力を行使する可能性は低い」という評価がなされましたが、当社が昨年度末より提供開始したauスマートバリューの導入後のシェアを見ても、FTTH通信市場におけるNTT東・西のシェアは2012年6月末時点で73.9%（対前期比-0.3%）と依然として高止まりし、現に大きな変化は見られない状況となっています。「NTT東・西以外の事業者による固定系と移動系の連携サービスの開始など、新たなサービス競争が行われ始めている」ことよって、ただちに「市場支配力を行使する可能性は低い」とは言えず、NTT東・西は引き続きポトルネットワーク設備・顧客基盤を保有することによって、市場支配力を行使している状況にあると考えます。従って、これまで以上に市場支配力を行使し得る環境とならないよう、現行のポトルネットワーク設備規制・禁止行為規制を維持・強化することが必要であるとの分析を行うべきです。</p> <p>また、市場支配力の存在はそれだけで公正な競争環境を阻害する十分な要因となるため、市場が公正な競争状況にあるか否かについて、実態を的確に把握し、グループミナンスの観点も踏まえ、市場支配力の存在に着目した評価を行うことが必要です。</p>
4	<p>【総務省案】</p> <p>(1) 移動系通信市場における新規参入事業者の事業環境（供給側） （中略）</p>

頁	意見
	<p>また、2011年度末時点において、MNO上位3社の移動系通信市場におけるシェアは93.5%に達しており、上位3社とそれ以外のMNOであるイー・アクセスやMVNO各社との競争環境は著しく異なっていると考えられることから、これらの事業者のうち、特に新規参入事業者であるMVNO事業者の参入・退出の状況や事業内容のパターン分類、MVNO事業者から見た競争条件についての分析を行う。</p> <p>なお、必要に応じ、海外の移動系通信市場における新規参入事業者の参入状況等に関する海外調査を実施する。</p> <p>【意見】</p> <p>日本の移動系通信市場においては、通信事業者のみならず、端末ベンダーやプラットフォーム事業者等のさまざまなプレーヤーが自由に創意工夫しながら熾烈な競争を繰り広げており、多種多様なサービスがお客様に提供されています。このような移動系通信市場においては、現状の規制のみでも、市場競争が機能していることを通信事業者の参入状況も参照しながら、分析すべきと考えます。競争評価2011によれば、MVNO事業者数は2011年度末時点で247事業者（対前年度末比69.2%増）、契約者数も約484万契約（同34.8%増）と飛躍的に増加しているところですが、MVNO事業者による市場活性化の状況を適切に分析する観点からMVNO事業者の参入状況を分析することは適当と考えます。</p> <p>なお、日本においては世界に類を見ないMVNO事業者への接続義務がMNO事業者に課されていますが、MVNOによる事業展開はMNO事業者の設備利用が前提となっているため、MNO事業者の設備投資インセンティブを損なうことがないよう留意が必要です。ついては評価・分析にあたって、MVNO事業者の意見のみに偏らず、MNO事業者の意見も反映すべきと考えます。</p>
5	<p>【総務省案】</p> <p>(2) 市場間の連携サービスの利用動向（需要側）</p> <p>競争評価2011においては、移動系と固定系について、音声通信とデータ通信とに分けて分析等を行った。移動系／固定系又は音声通信／データ通信といった視点から見たバンドルサービスについては、ADSL、FTH、スマートフォンといった新たな技術と製品が普及するに従い、ISPとのセット販売や移動・固定の連携サービスが登場するなど、徐々に市場間の連携サービスが深化してきている。また、移動系／固定系にまたがるサービスとしてVoIP（ソフトフォン）の利用が拡大してきている。</p> <p>競争評価2011では、FTHやスマートフォンを中心とした新たなサービスの組み合わせについて、勘案要素として分析した。2012年度の競争評価においても、市場間の連携サービスの利用動向、FTH市場における市場支配力が固定電話やISPといった隣接市場に及んでいないか、また、スマートフォンを中心とした連携サービスがどのような成長しており、現行の移動系、固定系それぞれの市場にどのような影響を及ぼしているかといった点について検討するとともに、他業種との連携サービスを含めた事業者グル</p>

頁	意見
	<p>ープの状況についても、引き続きその動向の把握に努めることとする。</p> <p>【意見】 固定系サービスと移動系サービスを引き続き別の市場として画定することは適当と考えます。 競争評価 2011 においては、FTTH やスマートフォンを中心とした新たなサービスの組み合わせについて勘案要素として分析され、複数の市場領域に跨るような新しいサービスとして当社の au スマートバリューも事例として挙げられました。先述の通り FTTH 通信市場における NTT 東・西のシェアは 2012 年 6 月末時点で 73.9%（対前期比-0.3%）と依然として高止まりしている状況となっています。NTT 東・西以外の事業者による固定系と移動系の連携サービスが提供されているにもかかわらず、現に市場に大きな変化が見られないことを踏まえて分析・評価すべきと考えます。</p> <p>むしろこのような状況下において NTT 東・西のシェアが維持されている要因として、NTT グループ内の連携が及ぼす影響があると考えます。例えば、NTT ファイナンスは NTT 東・西、NTT ドコモ、NTT コミュニケーションズの料金の請求・回収業務、問い合わせ窓口の統合を本年 7 月に開始しましたが、このような NTT グループの請求統合が電気通信市場全体に及ぼす影響について取扱い件数等の実態を踏まえ、分析・評価すべきです。</p>
5	<p>【総務省案】 (3) 固定ブロードバンド・モバイルインターネットの上流サービス利用分析</p> <p>近年、移動系データ通信のサービス形態が回線サービスのみならず、コンテンツ、SNS、動画配信や音楽配信等のプラットフォーム、端末といったネットワーク以外の上位・下位レイヤーのサービスとの連携も見られるようになってきてきていることを踏まえ、特に、利用者の急増が著しいプラットフォームを含む、上位レイヤーの動向を把握する観点から、昨年度に引き続き、「固定ブロードバンド・モバイルインターネットの上流サービス利用分析」を取り上げることとする。</p> <p>【意見】 グローバル市場においてシェアの大きいプラットフォームが日本市場で事業展開を行っていることが、他のレイヤーに影響を及ぼしていることを踏まえ、昨年度に引き続き戦略的評価において上流サービスの利用分析を行うことは有効と考えます。</p> <p>なお、分析・評価にあたっては、上位レイヤーの企業等が海外側設備を用いて日本市場で日本の法制度の適用を受けずに事業を展開し得る状況が、電気通信市場に及ぼす影響についても留意して分析していただきたいと考えます。</p>